

津藩史稿 第十七卷

凡例

翻刻にあたっては、原史料の意味を損なわない程度に、以下のように取り扱っています。

- ・段落はなるべくそのまま再現するようにしましたが、改行位置は必ずしも原史料とは一致していません。
- ・漢字は原則として常用漢字を使用することとし、旧字などの異体字についてもなるべく標準的な字体に改めています。
- ・変体仮名や合字は平仮名に改めましたが、主に引用文中で助詞に用いられている漢字は原文のまま表記しています。
- ・誤字・当て字は原則としてそのままとしています。
- ・書き損じと思われる箇所は■とし、「(ママ)」を付しています。
- ・判読できない文字は□もしくは「」で表記しています。
- ・欄外等に記された補足は文字のサイズを小さくして表記しています。
- ・図については省略しました。

翻刻および注の作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。

- ・『藤堂姓諸家等家譜集』林泉／編著 林泉 一九八四
- ・『公室年譜略』上野市古文獻刊行会／編 清文堂出版 二〇〇二
- ・『藤堂高虎家臣辞典 増補』佐伯朗／編 「佐伯朗」 二〇二三
- ・『漢和中辞典』貝塚 茂樹ほか／編 角川書店 一九七八
- ・『字典かな 改訂版』笠間影印叢刊行会／編 笠間書院 一九八五
- ・『くずし字用例辞典』児玉 幸多／編 東京堂出版 一九九三
- ・『日本国語大辞典』小学館国語辞典編集部／編 小学館 二〇〇〇―二〇〇二
- ・『新漢語林』鎌田 正、米山 寅太郎／著 大修館書店 二〇〇四
- ・『大辞林 第三版』松村 明、三省堂編修所／編 三省堂 二〇〇六

目次

第九章

第七節 農民暴動

1、 切印金百年賦及支払延期

2、 影伐

3、 常廻目附及節儉令

4、 均田法施行

5、 一揆暴発

6、 善後の措置

7、 一揆関係文書

第八節 卒去

附 墓誌銘、年譜

第七節 農民暴動

高嶺銳意積哀を挽回して領土の興復を図らんと欲し、其の第一經綸策として菓木役所を創設し、国土保安、産業発達の諸方策を施行せしこと既記の如し。高嶺は之と同時に農村經濟の根本的興復を図り、其の一手段として領下一般に対する切印金百年賦、公私債務の無期支払延期を断行し、更に進んで山中地方に地割と称する均田法を強行せんとせり。こは無産階級の致命的痛疾たる債務を消除し、有資者に兼并せられたる耕地を無償還付せし

め、以て其の生活を安定せしめんとせしなり。
然るに彼等は意外にも之を幸福なりとは思惟
せずして、資産横奪に憤怒せる有資階級の煽
動に附和雷同し、勢の激する所、遂に爆発し
て竹槍席旗の暴挙を敢てするに至れり。凡そ
徳川時代に於ける百姓一揆の普遍的因由は、
政治的には租税の苛重と官吏の私曲とを主因
とし、経済的には富の分配の不均衡と、食糧
の欠乏若くは其の価格の暴騰とを要因とす。
然るに独り津藩に於ける農民暴動には、租税
過重の事実なく、藩吏の私曲もなく、食糧の
不足若くは暴騰もなし。富の分配の自然的不

均衡はありしも、藩当局は之を打破して均衡を得しむべく施設せしに、被救済者は却て救世主に反抗して直接行動を執るに至れり。されは此の暴動たる普通の百姓一揆とは、其の趣を異にせる特殊の社会事象にして、必ずしも藩史上に汚点を印する不祥事件と称するに足らざる也。こゝにその顛末を概叙すると次の如し。

1、切印金百年賦及支払延期

切印金は既記の如く延宝時代より襲用せる運資方法にして、大庄屋十人の連判、郷代官の保証を以て、領内町郷の有資者より資金の預入を受け、低利若くは無利子を以て之を民間の産業資金、救済資金に運用するを目的とし、奉行が預り証券と帳簿とに四個の割印を押捺せしより、之を切印金と称せり。藩は民間貸借の高利にして、細民のこれに苦しむを憐れみ、当初は切印金を無利、年賦償還の方法を以て農民に貸付し、其の預入利子は自ら之を弁給せしが、享保以後農村の衰微と共に、

切印金貸出所要額の増加するに従ひ、漸く貸附利息を徴せざるを得るに至り、後又災害の頻発して貸附金の回収困難となり、新に貸出を要するもの愈多くなるに伴れ、切印金預入募集を促進する為に、預入利子の昂上を必要とし、随うて貸附利息を増徴せざるを得るに至り、寛政四年の頃には切印預金総額六万両、預金利子七朱、貸出利率一割二朱となり、借受者はために低利の特恵を得ること厚からざるに至りしかは、郡奉行茨木、重謙献議して切印金勘定は総て五ヶ年据置とし、預入利率を三分、貸出利率を七分に引下げ、

此の信用破壊に因る爾後の募入不能を慮りて、
右の利鞘を御用達河辺忠四郎、田中治郎左衛
門、川喜田久太夫の三名に■^(ママ)年一割利にて預
け入れ、其の利息を以て新規貸出準備金に充
つることを決定発表せり。而も当時の農村経
済は既に行詰りの極点に達し、此の如く利率
の低減と償還期延長とを以てするのみにては、
窮状を緩和するに足らざるを看取したる民政
吏は、寛政七年更に発令して、切印預金の払
戻は此際半額支払を以て打切り、承諾せざる
預入者には元金永久据置、年々三朱利のみ支
払ふへしと声明せり。而も其の翌年又改めて

切印金勘定は総て百年賦と発令し、同時に猛断を下して、農民の未進、手尻金其他私貸借の支払は全部無期延期と発令せり。此に於て細民は多年債務の重苦より脱するを得て一時歡喜したるも、債権者は一斉に恐慌し、就中切印金預入者は非常の打撃を被むりて人心動揺し、財界は為めに惑乱の状態となれり。蓋し切印金は當時に於ける最も合理的運資方法にして、大庄屋十人の受込、奉行代官の保証せる確實無比の預金機関なれば、有資者は先を争ふて縁故を求めて余資を預入し、以て安全なる利殖方法となしつゝありしに、此の一

令の下に其の貯金を殆んど皆無に近からしめ
たれば、怨嗟の声到所に喧しかりき。

：：：

此の一法にて分限者と云はれしものも俄
に逼塞するものあり或は鰥寡孤独の養ひ
金又は先祖供養の為め菩提所へ祠堂と為
す其の寺々の祠堂金 宮社の修覆金 万
代不朽の金銀は皆切印へ入れ置きしに此
一法にて案外の難儀に及ふ者多し愚痴無
智の祖父祖母の臍栗 無檀坊主の鼻の下
比丘尼の一文もうけ迄切印へ入置し者
は茨木ノヽと訶る族も多かりける 実に

一「かんかこどく」と読む。年老いて妻の
ない男性と、年老いて夫のない女性と、親の
ない子と、ひとり者。よるべない人々をい
う。

も神社仏閣の修覆金或は追善永代経 千
僧万僧の供養など年々怠りなく勤め来り
しも此新法にて止みたるも多ければ 仏
神の怒り生霊の恨如何あらんと心ある者
は眉をひそめて日を送る……

（岩立茨）

而して又債務消却の僥倖に喜びし細民も、有
資者が之れに懲りて放資せざるがために融通
杜絶したれば、やがて復困窮に陥り、一時の
歓声は遂に変して亦怨嗟の声となり行きたり。

2、 影伐

影伐は既記の如く菓木方の発案せし所にし
て、其の目的、効果共に間然する所なき施設
なりしに、寛政六年之れが実施に際して、民
間の一部に頻りに之を否難する者あり。其の
口^一に藉く所の第一は、山間に於ける谷田の周
囲なる樹木は、所有者の惜愛せる財産の一な
るに、之を濫りに伐採するは横暴の処置なり。

第二に農家周囲の防火、防風用の樹木を伐
採せらるゝは苦痛なり。第三に畦木を伐採す
れば端的に稲架に支障を生ず。第四に古来伝
説を有せる老樹巨木を伐去するは民心を動揺

一 藉口（しゃこう）。かこつける。口実を
もうけて言いわけをする。

せしむ。殊に神社の神木をも伐採するに至りては、村民が敬神の念に於て忍ふ能はざる所なりとするに在り。一志郡藤方村十社の宮の古木は、村民の神木として深く尊崇する所なりしに、亦伐去の命を受けしかは、社司は神殿に御鬘を拈り、神意之を保存すべしとの命なりとて、藩吏に上陳する所ありしに、藩吏之を叱して、苟くも国主の令に戻るの神ならば、之を廃して神体を吉田家に托し、社殿を毀ちて社司を放逐せんのみとて、遂に之を伐去せしめたり。これを伝聞せし遠近の神社は皆恐れて障害木を伐採せしが、心竊に藩吏の

措置に憤慨する者多かりき。而るに藩士所有の山莊、別邸等に存在する老大木の附近民田を遮蔽するものは、藩吏これが切払を交渉するも容易に応諾せず、卑賤の吏員を以てしては、位地高き藩士を強制する能はすして、其俥に放棄せる者あり。農民為めに其の不公平を鳴らし、民政当局に対する謗議の声を高め、藩が愛民重農の適切なる施設は、却て農民が反抗心を煽起するの副因を為すに至れり。

3、常廻目附及節儉令

一 「ひせい」と読む。悪い政治、悪政。

従来農村の監督は、大庄屋の管轄区域毎に一人の目附を置き、其の地方に於ける無足人中より擢用し、大庄屋の指揮を受けて部内郷村の監督に任ずるを例とせり。而も其の位地卑くして大庄屋の秕政^一を摘挙する能はず、情弊甚多くして監督の用を成ささりしかば、寛政七年郡奉行茨木重謙の献議によりて之を全廃し、新に常廻目附八人を置き、代官に直属して大小庄屋の行動をも監督するの職権を与へたり。而るに此の常廻目附の俸米は十五人扶持に相当して農村之を負担し、其の管内巡

一 「てきけつ」と読む。あばきだす。
二 「えんおう」と読む。無実の罪。

視には一夜十二文の宿料を支払ふの外は、巡回地村邑に於て之を弁するの定にして、其の頻繁なる巡視は直ちに村費を嵩加して農民苦痛の一因となり、加之其の農村の隱私を摘抉して、直接に之を代官に報告するは、郷村有力者の固より便とせざる所にして、其の報告の往々にして正鵠を失せるがために、意外の冤枉を被むりて痛苦を感じる者なきにあらず。ために遂に一般に常廻目附を嫌忌し、且延きて民政当局に反感を重ぬるに至れり。後ち一揆の暴発するや、暴徒は先づ常廻目附の家宅を破壊して、其の憤恨を晴らせり。以て其の

如何に衆怨の府たりしかを想見すべし。

然るに郡奉行茨木重謙は寛政八年春、見る所ありて農村儉約令を發布し、農民に向うて其の厲行^一を促せり。儉約令は藩が時々發布して農民の日常生活に干渉せる所にして、官民共に視て以て常例とし、敢て反情を惹起することなかりしが、新令には稍嚴密の規定を設けて、祖先の年忌供養廃止、正月餅搗停止、紋付着用禁止、凶事の場合に忌掛親類の外は集合停止、音信贈答の範囲は厚縁の者に限る等の条項あり^二。藩が從來屢發布せし節儉令に比すれば稍苛細^二なるも、幕府が国

一 「れいこう」と読む。はげみおこなう。

二 「かさい」と読む。くだくだしく、こまかなこと。煩雜。

民生活の質実寒素を必要として、寛永、慶安

一 「しししょう」と読む。刺激すること。

の頃に発布せし儉約令の酷薄なるに比すれば、
必ずしも当時の農民に大なる刺衝一を与ふる程
のものにはあらざりしが、時非にして亦一部
領民の反感を買ひ、一揆暴発の一誘引となる
に至りき。

4、均田法断行

最後に一揆暴発の直接の動機となりしものは均田法の断行にして、当時之を称して『地割』又は『地平し』ともいへり。既記の如く土地の永代売買は幕令の禁する所にして、藩は天和発布の郷中十七ヶ条に於て、質流の外、郷代官の裏判なき私証書を以て年季売買するを禁ぜしが、享保以後に於ける農村の状況は既に悪化して、耕地の事実上の転売は殆ど自由に行はれ、所謂兼并の積幣底止する所を知らざるの実況となり、積衰の致す所は切印金の百年賦、未進、手尻金、私貸借の支払猶予

一 合わせて一つにすること。他人の土地・財産を奪い自分のものとする事。

二 長い間の悪い習慣。多年の弊害。

三 行きつくところまで行ってやむこと

等の非常手段にては、極度に困窮せる山中地方の経済的重患を救治するに足らざりしを以て、寛政八年郡奉行茨木重謙は遂に猛断を下して、山中三十八ヶ村に対し、農民か生命と頼む田畑山林の均分を行ひ、十年を期して之を遂成せんと企てたり。而も其の着手の初に於て物議百出し、意外の支障は諸方面に発生し、訛伝頻りに行はれて人心動揺し、遂に農民の憤激は極度に達して大事変を惹起するに至りしが、其の次第は左に録する所を以て最も事實に近きものなりと認めて不可なからん。

伊勢領十八万石二百九十三ヶ村の内極難

一 「かでん」と読む。誤って伝える。また、誤った言い伝え。

渋の村方三十八ヶ村あり是は年々難渋の趣上へ願出切印金過分に拝借し此度切印金作略によつて以後役所の厄介少き様且は難渋の百姓を救ひの為の郡奉行の目論を以て右三十八村の地方山林平均して村方天窓割に割付け十ヶ年の年限を以て試むべしと夫々触渡ありし所何れの村方にも差支多く不承知の村方のみなりされとも三百村にも及ふ所纔に三十八村なれば飛び／＼の村方にて強ひて願出る事もならず且国命なれば恐れ伏して願出る者もなく寄合のみして評議区々なる所に一志

郡小倭郷九ヶ村は大庄屋も同じ事なれば
赦免の義強ひて願出る 依之色々憐愍下
ると雖も一向聞入れさるによりて先つ猶
予致すへしとの事なり 此辺は紀州領多
く入組み津領の田地を紀州より作りなど
して地割に附ては別けて六かしき所なり

其外の地割村も東西南北の隣村へ田畑
山林売渡し置きぬれば一村の地割も四五
村に障り響く所百ヶ村百五十ヶ村にも及
び土地の模様にて色々差支ある由 尤も
困究百姓とても物いらずに田地貰ふはよ
けれ共下地難洩者なれば農具等の貯なく

肥しの元手に差支却て難渋に及ふものある由聞ゆ 然る処辰極月廿日頃地割役人此の小倭郷へ来り此の地平し承知するに於てハ高千石ニ付下行金三十両藁三万束下され猶又田地の遠近作り高の多少人別の望に任せ如何様共割渡すへしか様の有難き事を不承知とはいぶかしと甘みを甜らし言ひ渡せば小百姓の分は此の言ひ渡しを聞きと嘘と思ふ者あり実と思ふ者は扨々結構なる事かな我等は地割して貰ひたし又々寄合を為すべしと評議区々なり

中百姓以上は先祖より山林田畑持ち伝

へ其身一代に儉約を守り昼夜の分ちなく
稼強くして身上仕出し田地買込み家督し
たる者は此一法にて家督に放れ俄に家内
眷属の減らし様もなく何を当に暮さんと
途方を失ふ者もあり 爰に或村の百姓常
廻目附へ対して曰く此度地割之儀畏り入
つて候へ共第一私心得違の儀を仕り御上
へ対し何共奉恐入候其故は私以前は難渋
者に御座候処昼夜の別なく稼き身には綴
れをまとひ口には麤食を喰ひ家内も是に
準し機稼をなして金銀の余計を拵へ田地
買入れ御年貢年々無滞勤め来り候は心外

の至ニ奉存候此村方の困究百姓は以前可
なりに暮せし者共に候へ共耕作に疎く口
には美食を好み日々酒を呑み身には善き
着類を着し在中に住みながら遊芸を樂し
み手慰に夜を更し次第に困究に及ふ者へ
は此度御田地下され又出精致候者は田地
御取上に成候也私も是迄胴樂生皮を尽く
し候はゞ定めて田地元手なしに下さるへ
きに国恩と存し出精仕候段全く心得違と
罷成奉恐入候といひければ常廻役人此の
一言に一句の返答もなくすご／＼と引取
けり実にも古語に稼ぐに追付く貧乏なし

といへは此の百姓の中分尤なる事なり

其上此年切印金百年賦になり未進金 手

尻金 相對の諸借金に至る迄皆追延とな

る 是によりて却つて金銀融通悪しく中

百姓も貧乏となり小百姓は弥困究となる

今年の上納向差支多く小百姓難儀する

と雖も中百姓以上村役人迄融通悪しけれ

ば小百姓の券替も出来す自ら取立厳敷難

儀に及ふ者多し 此地平の法は困究百姓

を救ひ至つて憐愍の取計也と雖も大百姓

の家督を無体に引放すことなれば歸伏せ

ざる筈也 其上近年種々の法令打混じ人

氣悪しく遂に大なる騒動を引出し殿様の御外聞となる事役人の忠胆却て不忠となる 是れ役人一生の手違ひなり惜しむべしノ、此外田畑山林の証文取上げ 溝浚へ等種々の法令ありと雖も略す

（岩立茨）

此の文中、某村の農民が常廻目附に感想を語りしとあるは、恐らく仮托の記事に過ぎざるべきも、被奪収者たる富農の均田施行に対する感想は、固より斯くあるべきことにして、如何に世態民情に憎き漢学書生とても、斯かる睹易き道理を知らざる筈なきに、藩当局が

之をしも強行し得へしと信するに至りし理由
を繹めるに、茨木重謙が失脚の後、脱藩に際
して高嶽に呈せし陳情書中に記して云く

：：謹んで按するに魏初に李安世の均田
の挙あり我が延喜の朝に三善清行が見
口数に随うて口分田を授くるの議あり

我が治下にも亦一二均田の村ありて何の
時に創まりしを知らさるも民今に到り
て之を便とす救窮の術は斯より善きは
なし然れとも今新に此挙を作すは固よ
り聊爾にあらさる也之を思ひ之を思ひ
又重ねて之を思ひ遂に上司同僚に慫慂

一 「りようじ」と読む。①かりそめ②ちよ
つと。すこし③しばらく

二 「しようよう」と読む。勧める。そその
かす。催促する。

し 会議再三にして令を各邑に下せり：

：

その熟慮の結果たるは之にて明なり。蓋し後魏孝文帝の大和九年に李安世の献策によりて均田を實行し、十五歳以上の男子に四十畝、女子に二十畝を与へ、奴婢、耕牛、乗田等の關聯事件を定めしことの如きは、畢意事情を異にせる支那の昔話たるに過ぎず、又三善清行の封事の第三項に口分田復旧の試験的施行の如きも亦懸隔せる前古の事蹟に属し、遠き昔の大化新制に於ける班田収授すら、絶対に私有權を認めざる公有地を班給せしに止まり、

而も完全には行はれずして、帝都附近と雖も
僅に数十年にして廃絶せしなれば、社会組織、
經濟状態の变化せる幕政時代に適用し難きこ
と勿論なり。又藩領内に一二均田の村邑の現
在せりといふも、それは特殊の歴史的因襲によ
りて行はれつゝありしなれば、之を他に応用
して人為的に随處に施行すへくもあらず。然
るにも拘らず、斥議、重謙の説を容れたるは、
蓋し当時の信条たりし土地国有の觀念の、之
れが根柢を為せしに外ならず、既記延宝五年
第三代高久の諭告第三項に、『我等は当分の
国主、田畑は公儀の物、その公田を売買質入

するは曲事、之を買取り百姓を倒すものは国民の魔害、盗賊以上の大罪なり』とあるを原則とし、郷中法度十七条の規定により代官奉行の裏判を以てする外、土地所有権の移転を無効とするの藩法を執持せる当該藩吏が、異法に金力を以て兼并せる耕地を、無償を以て現在占有者の手より国有に回収するを当然の措置と確信せしこと、当時の藩吏としては必ずしも考慮を誤りしにはあらざるべし

5、一揆の暴発

寛政八年十二月中旬、領下不穩の風説伝はる。高嶺時に江戸に祇役して在らす。城代藤堂高因以下家老奉行等之を憂ひ、二十一日常廻目附を諸村に派して民情を偵察せしめしに、二十五日歸庁して異常なきを報せり。然るに越えて二十七日払暁、一志郡小倭郷中ノ村の庄屋及同郡川口村の年寄集蒼皇として来り告げて曰く、昨夜農民一千余人佐田村に集合し、盛んに篝火を燃して氣勢を揚げ、將に津城下に向うて進まんとするものの如しと。こは蓋し一二日前より何者とも知らず、大村、佐田

一 「そうこう」と読む。落ち着かないさま。あわてるさま。

附近の各村を巡りて、『我等訴願ありて津城
下に赴かんとす、拳村我等と■^(ママ)行動を共にす
べし』と告げて去りしが、二十六日夕刻、奥
榊原の高山、小倭郷の庄内及下り松の三所に、
蓑笠竹槍、鎌斧等を腰にし、松明を携へたる
多数の農民集合し、■^(ママ)所在の積藁及薪材に点
火し、参加を否む郷村は放火すへしと脅嚇し
つつありしなり。

此の情報の藩庁に達するや、加判奉行岡本
景淵、長田三郎兵衛は、折節城下に滞在せる
伊勢領大庄屋十名を評定所に召集して、各所
管郷村の鎮撫を命し、小倭方面へは八田喜三

太、榊原方面へは箕浦友右衛門、雲出方面へは井野清右エ門を特派し、各所管大庄屋に同行して鎮定の任に当らしめたり。而もこれ既に時機を失し、其の出発に後るゝこと少時にして、佐田方面より出てたる一揆の先鋒は、二十七日朝未明に半田山を占領し、ことに集屯して後発部隊の到着を俟つものゝ如し。郡奉行神田又三郎直ちに馳せ赴きて告諭し、一揆は為めに一時鎮静の色を示せしも、後発の民衆続々来集して氣勢益昂り、志水左右衛門再び赴きて諭告せしも、農民喧噪して之に応ぜず、形勢愈危険を加へて奈何ともすべから

さるに至れり。其の榊原方面より出でたる一揆は、途次家所村に迂回し、常廻目附清水蔵の宅を破壊し、志袋村に出でて吉岡専蔵の家を破壊し、更に野田村に転じて大庄屋河村重右エ門を襲ひ、其の家宅を破壊し、斧、鋸を用ひて柱、建具を切断し、衣類を裂きて寸断せしめ、什器屋瓦を粉碎し、貯穀、噌漿の類に至るまで散布蹂躪し、現金三千五百両は終に所在を失せしめ、次いて同村庄屋河村新左エ門の宅を破壊し、遂に進んで半田山に入りて佐田方面の一揆と合し、やがて山を下りて半田橋方面より宮前通に出で、岩田、伊予

町の街路に進みて店舗に乱入し、酒、菓子、砂糖の類を略奪し、厨房に入りて飲食を恣にし、乱妨狼籍を極はめ、遂に岩田村の米見藤本専蔵、同普請役岡田源八の家宅を破壊せり。以上の警報に接せし城代藤堂高因は、急に藩士を召集して、左の如く防備の部署を定めたり。

半田口 千五百石弓大将 藤堂外記

千石 中尾五郎左エ門

八町口 千石 内海左門

千五百石 澤田平太夫

八百石 加藤六兵衛

古川口 三千五百石

藤堂監物

新町口 千石

平野主計

千石

柳田猪之助

八百石

小森兵庫

岩田口 千二百石

藤堂多左工門

千五百石

山中兵助

六百石

武田一郎

四百石

大井唯之進

塔世橋 三千石

藤堂数馬

八百石

西川善左工門

八百石

南部舍人

京口門 三千石

藤堂内匠

千石
井上十右工門

五百石
橋本右平

同外門
千五百石
中川藏人

千五百石
藤堂伊織

千五百石
渡辺金六

三百五十石
堀田孫市

伊賀口
千石
横浜内記

八百石
稻葉伝兵衛

八百石
吉田惣左工門

六百石
佐伯権之介

中島口
千石
多羅尾四郎左工門

千石
真川求馬

千五百石 玉置左衛門

六百石 七里勘十郎

四百石 藤堂作兵衛

下馬先 千三百石 藤堂所左工門

千七百石 梶原右膳

千石 若原一郎右工門

九百石 藤堂孫八郎

御城 七千石 藤堂出雲

五千五百石城代 藤堂仁右工門

藤堂武右工門

三千石家老 藤堂隼人

三千三百石同 藤堂主膳

六百石用人 島川齋宮

船手 五百石 大西亘

御菩提所 三百五十石 高畑七郎右エ門

鎮撫

千石 加判奉行 岡本五郎左エ門

八百石 加判奉行 長田三郎兵衛

三百石 郡奉行 茨木理兵衛

百八十石 同 神田又三郎

郷代官五人

大庄屋十人

此くの如く津城士人の殆と全部を挙げて防備
配置に就き、各其の部下の侍組、足輕組を引

率し、火事装束に弓銃、槍、長刀、石火矢等の武器を携へて任務に当りしめしが、之より先き明和の頃、百姓一揆の鎮撫には飛道具の使用を禁せし幕令ありて、血を見ずして鎮圧するを本旨としたれば、武器は唯示威の具とするに止めて、成り得る限り殺傷を避けしめたり。鎮撫諭告は加判奉行民政当局に一任したるも、衆怨の中心たる茨木重謙の農民に接触するを不利とし、中途より重謙に特命して私邸に籠居して、其の出づるを禁じたり。

一揆の半田山を下るや、岡本景淵は馬を駆りて半田口に赴かんとせしに、其の既に岩田

口に向ひしを知り、転じて岩田橋に至り、橋南の市街に群集せる民衆に向ひて、阿弥陀寺に於て願意を聴取すへき旨を諭し、同寺に至りて席を設けて俟つ。郡奉行神田又三郎及代官八太喜三太、同志水空左衛門、野田治部助、国目附寺田惣太夫等も亦来りて慰撫する所ありしも一揆等喧擾し、伊予町綿屋平左衛門の店舗に於て不穩の行動を為すとの報ありしかは、景淵赴きて之を制し、群集を促して阿弥陀寺に来集せしめて懇諭す。然れとも民衆夥多にして数回に分ちて召集したれば多く時間を費し、夕刻に至りて始めて静穩に歸し、稍

歸村の途に就く者あるに至れり。

爰に岡本五郎左衛門加判奉行当役上座の
事なれば一入心配智計を運らし 此度の
一揆一通りにては鎮まるまじと支配の足
輕を忍びの者と為し一揆の相図を聞定め
蓑笠をきせ竹槍を持たせ臨機応變の相図
を申含め一揆の中へ一味徒党と入込ませ
其身はわざと平服にて岩田口を乗り出
し真先に幟を立而其の文言願之趣上聞に
達すへし岡本五郎左衛門と姓名明に書き
記し柔和の顔色詞もいとゞ和に如何にや
百姓斯く大勢を催して此所迄入り込みし

は願の筋やありつらん仮令如何様の義なりとも聞届遣はすべし、斯くいふ我は■(ママ)
岡本五郎左衛門なりと大音に呼はれは予ねて心得たる忍びの者真先へ進み出て笠をぬぎ槍を伏せ平伏して尊敬の体を為す

百姓共是を見て同じく笠を脱ぎ槍を捨て、才覚なる者進み出て扱々岡本様■(ママ)

なるや如何にも御願の筋ありて大勢是迄推参仕ると恐入て申ける 爰に於て五郎左衛門さもあらんと存じたりこゝは途中にて物騒しいづれも岩田なる阿弥陀寺迄

来るべしとありたれば　又々忍びの者進
み出で両側へさつと引分れ退く　相図の
笠に棒さし上れば百姓共一統に仰に随ひ
奉り阿弥陀寺へ御供仕るべしと風に草木
の靡くが如く皆そは／＼と岩田なる阿弥
陀寺さして引入れたり　扨岡本恭しく席
を設け如何に百姓共此度の騒動大勢を催
し役人共の居宅を壊ち其上御城下へ押寄
せしはいかなる事ぞや　爰にて尋常に申
すべし其旨を聞届け上問に達せんこと幟
の文言相違なし　しかし斯く大勢の事な
れは言葉にては聞届難し定めて願書所持

しつらん　ゆるす程に間近く寄りて差出
せと物柔に演舌あり　百姓共恐入兼て用
意やしたりけん地割赦免の願書一通岡本
の前へ差出す　岡本之を一見し願の趣承
知せり急き上聞に達し御聞届ある様に計
ふへしと其俣席を立上り馬引寄せてひら
りと乗る　百姓共は平伏し影見えぬ迄見
送りつゝ半田山へと引返す　此場の虎口
を鎮めしは岡本の手柄なり　（岩立茨）

景淵が変装者を使役して巧みに群集心理を利
用せしとの記事は、或は之れに類する事実あ
りしやも知るべからず。されど騒擾は右に記

せるが如く容易に鎮静せしにはあらず。そは

後に景淵が提出せし勤書下頁に
記載すによりて明なり。

扱又一揆の他の一群は安濃郡の諸村民を促し、
数千の一隊となりて長野街道を下り、二十七
日午後四時頃八町口に迫り来れり。加判奉行
長田三郎兵衛等頻りに之を鎮撫すれとも、民
衆狂激して容易に聴かず。景淵後れて至りて
之に諭し、三郎兵衛と共に民衆を麾きて正覚
寺に入りて懇諭す。されど群衆は尚門外に押
寄せ、衆を待みて喧噪し、茨木理兵衛を出せ
と罵る。重謙之を聞き禁を破りて馳せ来り、
木戸を開きて出でて説諭せんとすれば、衆之

を見て激昂し、竹槍を揮ひ、瓦石を飛ばし、其の勢波濤の狂蕩するが如く、頻りに重謙の馬を乱打す、馬驚きて逸走して門内に入り、僅に事なきを得たり。八町口の守将安並左仲部下に令して槍刃を門柵外に閃かして之を威嚇す。加判奉行二人報を聞き、馳せ来りて衆に諭し、其の一部は景淵之を麾きて正覚寺に、他の一部は三郎兵衛之を促して光沢寺に赴きて懇諭す。而れとも其余の民衆は尚激狂して鍵屋庄右衛門の家を破壊す。庄右衛門は一個の商人にして民政に何の關係をも有せざりしが、其の茨木重謙の『仕送』

緑米の取
扱人なり

なるが故に、

衆の嫉怒を受けしなり。時に既に夜に入り、

一 「きっかい」と読む。乞食。

放浪者、乞丐、雲助等不良の徒、蓑笠もて農

民を偽装して八町市街を横行し、乱妨狼藉を

極はめ、時に鯨波の声を揚げて四隣を驚かし、

郊外の積藁は尽く点火して数里の間、炎煙雲

を焦し、其の形勢愈險悪なり。既にして景淵

は退きて城に入りて城代高因に状況を報告し、

三郎兵衛は留まりて三本松方面を警戒せり。

一揆等江戸留守居役杉立治平を憎むこと、猶

茨木重謙に於けるが如し。蓋しその債権破棄、

支払延期の発議者たるを信するなり

一説に治平財務
用件を帯ひて江

戸より大阪に赴く、茨木重謙之を草津に迎へて議す。事秘密にしてその何の
事件なるを知らず。既にして地割の発令あり、農民依りて治平の之に關係あ

るを疑ふ也と。群がり来りて其の邸を破壊せんとせしも、藩士等槍刃を叢めて之を威嚇したれば、衆避易して退き、僅に事なきを得たり。

扱河内谷、加太方面を徇へし一団は、楠原、高野尾等沿線附近の農民を脅従せしめ、鄉村吏の宅を破壊して氣勢を張り、大群となりて廿七日夜八時頃塔世橋口に迫る。時しも年末に際し、伊勢街道を徘徊する不良の徒争うて之に参加したれば、其の勢頗る猛烈なり。塔世橋口の守将藤堂光寛、西川善左衛門等兵を斉へて之を防ぐ。一揆頻りに城代に面陳せんと呼ぶ。城代の家士三塚三郎次郎、山県佐五

兵衛、挟箱、徒士侍を随へ、恰も城代外出の時の如くに装ひ、高張提灯を点して群中に進み入りしに、一揆等狂暴にして高張提灯を奪ひて破棄し、挟箱を粉碎し乱打すること雨の如し。三塚等辛ふじて脱れて橋内に入ることを得たり。衆勢に乗して突貫し、橋を越えて進まんとす。光寛其の半ば渡るを窺ひ、機に乗して巨砲二門を空発すれば、一揆は錯愕して膳破れ、橋下に顛墜する者多く、崩壊し
(ママ) 退走す。既にして其の空砲なるを知りて復た進み来るものあり。西川善左エ門剛勇にして馬を躍らして突出し、竹刀を揮ひて乱

あう。――「けんかい」と読む。うるさくぶつかり

打し、部下の足輕組亦縦横に薙き立て、光寛が率ゐる所の侍組は槍刃を閃かして威嚇せしかは、一揆は怖れて復た迫らす。之より先き一揆等大部田村地割役赤塚十郎兵衛、同村大庄屋伊藤彦左エ門の宅を破壊すとの報ありしかは、岡本景淵は、野田治部助、志水奎右エ門、^(ママ)川西作兵衛、国目附加役松尾勝右エ門等と共に至りて、茶屋町に屯して民衆に諭示し、進んで部田村に至りて大庄屋宅を破壊しつゝある暴民を制止するも、多衆喧^一騒して容易に徹底せず。却て其の提灯の紋標の相似たるにより茨木重謙と誤認せしにや、瓦石木

材を投して嘲罵し、
■^(ママ) 其の勢到底鎮撫すへ

からさるを以て、退きて万町に入り状況を城代に報告す。此夜一揆は茶屋町米見役合羽屋平六の家をも破壊せしが、翌廿八日払暁に至り一揆の氣勢稍鎮静したれば、景淵は茶屋町の各戸に命じて農民に朝食を供ぜしめ、之を召集して諭告し、訴願を聴許し、新令は尽く廃止すへしと宣言せしかは、一揆は忽ち承服したるも予ねて約する所もありたればとて、半田山の集会所に赴かんことを求め、加判奉行の自ら同所に至りて大衆に宣言せんことを乞ふ。景淵之を斥け廓外の通路を経て岩田村

の阿弥陀寺に来るへきことを命せり。其の顛末は勤書に詳なれは細記せず。

斯くて二十七日の夜は城下市街の三面ともに、暴徒咆哮の危険裡に過ぎ、翌二十八日、塔世橋以北及八町方面は尚終日暴徒横行して全く無政府の状態を持続せり。而して南方岩田方面は一層甚しく、暴民沓至して遂に岩田橋を越え、城下市街に突貫し来れり。

明くれは二十八日大勢は四方を横行し何時の間にかは岩田橋を押渡り極楽町森川儀右衛門といふ郷目附の宅を打潰し夫れより山ノ世古町地割役奥彦左エ門宅を毀

ちけり 此人算術の達者にて地割役に撰
はれし故斯くの如き目に逢ひけり 一揆
は猶も町々を往来し魚店米店荒物屋八百
屋呉服屋金物屋見掛次第に乱妨しあばれ
草臥れ追々に半田山へ引退く これも廿

八日の夕方也

(岩立茨)

されと長田三郎兵衛の勤書に拠れば、岡本、
長田両奉行の岩田橋に來りし時、郡奉行神田
又三郎馳せ至り、一揆は今、極楽町の森川儀
右衛門の家を破壊しつゝあり、こは到底抑止
し難き状勢なりしを以て、城代の承認を得て
之を許せしなりと報告し、両奉行も亦形勢已

むを得ざるものと認めたることを記せり。こ
は蓋し事実なるべし。暴徒は之れにより愈氣
焰を揚げ、更に極楽町岡山嘉平次郡奉行手代の宅を
毀ち、転じて山ノ瀬古町の米市場彦左エ門の
家を破壊し、尚他の一群は杉立治平の宅の後
方より襲はんとせしが、こは防備の嚴なるが？
不能に歸せり。それより一揆は京口町、大門
町通を横行し、田中、中条、久保田屋、倉田
屋等に乱入して酒食、砂糖を貪り、草鞋、紙、
足袋等の諸品を略奪し、代官等之を制止すれ
とも聴かず、終日暴行を逞しくして日暮漸く
岩田方面に退却せり。此日景淵は阿弥陀寺に、

三郎兵衛は八町光沢寺に在りて、一揆群を数に分ちて召集し、反覆懇諭して夜を徹し、民衆漸く諒解鎮静して退くに至れり。其の農民との問答の要領は、勤書に詳記せるを以て重説の要なきも、景淵が『斯かる騷擾に乗じて他領より潜入して暴行を逞しくする者あらは、汝等之を何とする』といひしに、一醉漢応へて曰く、そは豈奴等の関知する所ならんやと。景淵又曰く既に反覆事理を曉諭するに、尚服せすして強訴を敢てせは、砲火を以て粉碎し、以て之を威鎮せんと。一人進んで曰く、国は民を以て立つ。若し此くの如く多殺せば、

国も亦存せさらんと。景淵巧弁にして能く之を承服せしめたり。

又南方雲出郷へは昨廿七日未明に小倭郷より催す所ありて、各村蜂起の兆現はれしが、郷代官来りて利害を論せしかは民心頗る鎮静せしに、尚督促頻りなりしかは、数村相議して、三百余人を発して参加せしめしが、其の二十八日の暮に及んで岩田村に着せし時は、一揆の大群既に退却せし後なりしかは、空しく帰郷の途に就き、沿道の郷村吏は為めに住宅破壊の災を免れたり。此夜各方面に群集せし一揆の過半は半田山に集屯せしが、夜に入

り大雪に会うて意氣沮喪し、蒼皇として四散して歸郷の途に就けり。夜三更、八町の名主四郎兵衛、長田奉行の命によりて半田方面を偵察すれば、村内静寂にして声なく、山野は皓々として積雪之を占領し、蓑笠竹槍の隻影だもなかりき。

扨半田山に屯したる諸方の一揆等廿八日の夜に入つて又々会合相談し正月迄は津の城を取巻き町々を横行し残る役家を打潰し年を迎へん積りなりしに天なるかな廿八日昼過より少しづゝ雪降り出し暮に及んで次第／＼に大雪となり四五寸も積

りければ山に寝る所なく篝火は焚けず其上に頃日の乱暴に五体勞れ寒氣肌を通しければ古郷の老人妻子もなつかしく願の叶ひしを幸に我家／＼へ引退く

(岩立茨)

明くれば二十九日一揆既に退くと雖も、津城は尚戒嚴す。時に流言頻りに行はれ、偽報屢至りしも皆風声鶴唳に過ぎざりしが、暴徒の一群粟加村大庄屋平松八兵衛の宅を破壊し、進んで荒木村の鳥見役荒木村右衛門の家を毀ち、荒木川原に屯して將さに津城に迫らんとするの形勢あり。前二日一揆の来り迫るや、

一 「ふうせいかくれい」と読む。おじけづいた人が、わずかのことにも恐れおののくことのとえ。

二 「かんか」と読む。寛大に扱ってとがめないこと。

藩士等極度の耐忍を以て農民の無状を寛^二仮し、
一 「おうさつ」と読む。みなごろしにする
こと。

流血を避けて慰撫するを旨とし、威厳の損墜
を忍んで訴願の全部を容認し、以て騷擾の波
瀾を軽減するに力めしに、今此の情報に接し
て遂に赫怒し、城代高因は令を藩士及市民に
下して、暴徒至らは鑿^一殺して一人をも遺す勿
れと命じ、藩士皆勇躍して俟ちしも至らず、
西川善左エ門、中尾五郎左衛門等士卒二百人
を随へて赴き伐ち、暴徒既に潰散すと聞きて
空しく中途より歸れり。

二十九日常廻目附及地割役人の全員を解職
して。之を農民に公布す。

覚

今度常廻目附并当作地割掛役人共調之儀
差支有之候付此度何レモ差免候条此旨百
姓共迄可申聞置事

辰十二月廿九日

両奉行の名を以て左の如く発令す

質物之儀二付申達書付

此度百姓共へ直に申達候筋夫々請致候後
も家を毀ち或は無銀にて売物其外何によ
らず猥りに取参り候者も有之又は質物を
無利永年賦にて請戻可申尚又無銀にて可
受戻忤彼是騷強卒之儀申掛候者も有之哉

に相聞盜賊同前の致方言語道断沙汰の限
二候已後右体之儀於有之者早速召捕可行

嚴科候条此旨心得違致間敷候

右之趣小百姓共迄不洩様急度可申渡也

辰十二月廿九日 三郎兵衛

五郎左エ門

これにて嚮に農民に向うて、『一切の新令全
廃 諸事旧に仍る』と宣言せし意味は愈確實
となれり。以上二十七、二十八日の両日に涉
る暴動事件に参加せし農民の数は六万に上れ
りともいへども確實ならず。動乱の区域は山
中三十七村を中心として、安濃、一志、鈴鹿、

奄芸の四郡に波及したるも、其の以北三重、河曲の二郡と南勢三郡とは与らず。其の中一志郡石名原組の如きは二本木より退散し、又他の一部は戸木村に至りて庄屋田中某の制止によりて歸村せしもあり。其他中途にして
(ママ)
■潰散せしもの多し。其の破壊せし家屋は次の如し。

野田村大庄屋	河村十右衛門
同 庄屋	河村新左衛門
大部田村地割役	赤塚十郎兵衛
同 大庄屋	伊藤彦左エ門
中茶屋町米見	合羽屋平 六

山ノ世古町地割役	奥彦左工門
八町茨木家仕送	鍵屋庄右工門
栗加村大庄屋	平松八兵衛
小船村庄屋	田中尉助
志袋村庄屋	吉岡専蔵
家所村常廻目附	清水慶蔵
納所村庄屋	川北権右衛門
楠原村問屋地割役	山田三左衛門
殿村庄屋	永合源八
岩田村米見	藤本専蔵
高野尾村庄屋	赤塚九郎左衛門
極楽町茨木手代	岡山嘉平次

高野尾村菓木方	赤塚友右エ門
岩田村普請役	岡田 源 八
清水村庄屋	浅生新左衛門
同 不詳	浅生吉左衛門
曾根村墮胎目附	塚沢五郎兵衛
極楽町常廻目附	森川儀右衛門
荒木村鳥見役	荒木村右衛門
大塚村庄屋	倉田水右衛門
萩野村庄屋	萩野長右衛門
古馬屋村庄屋	平右衛門

津城下に於ける一揆の暴動は二日一夜にして
鎮静せしも、人心は尚直ちに安定せず。三十

日は全市戒厳の状態を持続し、翌九年正月の
×飾を施すものなく、年始廻札其他諸式全廃、
五日には来る二十日を以て大節季と為すへき
旨告示あり。七日年越豆打も停止し、十五日
に至りて始めて商取引を開始せり。

町々は何にもなしの年の暮

たゝかまひすし火用心の声

6、善後の措置

高嶷江戸に在りて一揆暴発の急報に接し、柚原半左エ門、葛原半太夫を西上せしめて応急の措置を執らしむ。二人は正月十三日津城に到着し、二月十二日帰東す。五月高嶷就国し、城代以下民政関係者に差扣を命じ、次きて郡奉行茨木重謙、神田又三郎の職を免じ、重謙の禄を褫ひて蟄居せしめ、児玉新四郎、神田佐左衛門をして代りて之に任ぜしめ、郡目附井野清左衛門、八田喜三太等の職を免ず。暴徒の防衛に力めたる藤堂数馬等には賞詞を与ふ。十年正月、加判奉行岡本五郎左衛門、

長田三郎兵衛の職を免じ、柚原半左衛門、西川善左衛門をして代り任ぜしめ、代官箕浦友右衛門、志水左衛門、川西作兵衛を交迭せしむ。城代藤堂高因の政事総裁を罷め、単に城代の称号と待遇を与ふるに止む。

一、於八間廊下口上にて申聞候覺

岡本五郎左衛門

長田三郎兵衛

右兩人一昨冬百姓共出訴の儀は元来下方勝手に任心得違候より事を起し候儀二八候得共既に御領下の騒動に及ひ候上は御外聞も不輕御儀甚以御心外に思召候郷中

の儀は専ら取扱候主役に候得ハ無油断申
談御留守之儀旁別而心を用ひ可申筈の処
前以取治方不行届致油断斯る異変に為及
出訴の者共御城下近辺へ押詰候迄も致等
閑置候段役柄重々不届の至二候依之被仰
付方も可有之候得共聊私の取計も無之且
又去夏以来御吟味方之儀骨折取扱事致明
白候二付以御憐愍加判奉行被御免小寄合
席五百石与付之上二被仰付

五郎左衛門儀

柚原半左衛門屋舗

三郎兵衛儀

西川善左衛門屋舗

右之通かへ被下候

茨木理兵衛

昨冬百姓共出訴の儀ハ元来下方勝手に任
心得違候より事起り候儀ニハ候得共既に
領下の及騒動候上は外聞も不輕義甚以心
外の事ニ候郷中之義は無油断申談静謐を
專要ニ取扱可申筈の処斯る及異変候儀を
前以而不相察專仕方筋取扱其上出訴之砌
其方姓名を彼是申募候趣聊私欲の節は無
之候得共從來取扱方下情に相悖候義有之
故の儀にて役柄甚不心得の至ニ候猶又其

節仁右衛門差図を相背場先へ罷出候儀は
始末の致方不届至極重々沙汰の限二候依
之知行屋舗取上親類共方二而蟄居申付候

神田又三郎

昨冬百姓共出訴之儀は元来下方勝手二任
心得違候より事を発し候儀二ハ候へ共既
二領下の及騒動候上ハ外聞も不輕甚心外
の事二候郷中之義は聊の筋にても専心を
用ゐ無油断申談取扱可申筈の処斯る及異
変候儀を致油断前以て取扱方不行届剩出
訴の者共城下近辺迄押詰候迄も等閑に致
置候段不届の至二候因茲郡奉行被成御免

国付二申付候

井野清左エ門

昨冬百姓出訴の儀は不容易異変外聞も不
軽事二付役柄之儀にも候へハ前以申談取
計方も可有之候処致油断斯る大事二及候
儀を等閑にいたし置候段不届の至二候依
之郷目附役差免独礼並二申付候

八田喜三太

昨冬百姓共出訴の儀は不容易異変御外聞
も不軽事二候役柄二候へハ郷中之儀も無
油断心を用ゐ可相勤筈の処等閑に相心得
諸方の村々出訴起来候を前以取治候手段

にも不及騒動二為及候段別而沙汰の限二
候依之五俵一人扶持減知致新番申付候

箕浦 友右衛門

志水 杢右衛門

川西 作兵衛

右之者共一昨冬百姓共出訴の義は不容易
御外聞も不輕御義二候役柄の儀にも候得
者常に無油断申談相互に心を用ゐ取扱可
申筈の処斯る及大事候儀を等閑に致置候
段不届之至二候已後屹度相慎可申候

備考

右の辞令文の中茨木、神田、井野八田の四人の分は昨冬云々とありて、他は皆一昨冬とあり。因て案するに岡本景淵碑文には寛政十年

加判奉行を罷められたりと刻し、大宝院日記寛政十年正月二十一日藤
堂仁右エ門政事掛御免、廿二日岡本五郎左エ門長田三郎兵衛加判奉行

免せられ、柚原半左エ門西川善左エ門代任の由を記するに符合す。阿漕雲雀、岩立茨なと記事漠然として黙陟の時期を明記せず。関係者の

処分が同時ならざるは疑はし
けれど、今致ふへからず。

城代の政事取扱を免ぜし理由に付て、阿漕雲雀の記する所次の如し。

：：事果て夫々御成敗ありし時仁右衛門

殿へ御不審掛り三郎次郎（家臣三塚）左五左エ

門（同山県）の両人は御穿鑿の内揚屋に因はれ

しが兩人共食を絶つて死せり其の子細は

知る者なし：：：：仁右衛門殿武右衛門

殿長く差控の内武右衛門殿は急病にて死

去有之仁右衛門殿は御政事掛御取放し御

城代のみ足輕組は御預け出仕の節八間廊

下屏風囲ひ座席是迄の通諸番所下座等も
被下也両奉行は退役小寄合郷代官も退役
せしものあり彼の張頭等に所縁ある族は
離縁御暇等様々也仁右衛門殿家司両人は
牢居中相果し故別に御沙汰無之彼家にて
両家取潰されし也 長空院様御代に仁右
衛門初老共杯は町郷方役人共と縁組は■
無用可然との御沙汰ありけるに年月立ち
て猥に相成別而仁右衛門殿家来には郷方
より所縁を望み縁者多く既に三塚三郎
次郎ハ小倭郷の者にて何等か彼是二つき
密々事を謀りし族も有之夫等よりして与

風大變に及ひたりとの風説もありしか実
否は知らず此度御旧制御改正の処に仁右
衛門殿年来不束のやうに思食るゝか甚迷
惑にて老若に不拘左様の者一般に追戻さ
れしに付夫婦あかぬ別れをなし子に放れ
親に離れ村田某などは七十余歳にて隠居
法体せし者も伊州実家へ追戻されしは誠
に笑止千万の事共なりし

高嶽命じて一揆に破壊せられたる家屋、略奪
せられたる物品、食料、焚棄せられたる積藁
に至る迄調査せしめてこれを救恤し、民間所
蔵の田畑山林の質入証書を提出せしめて、其

の裏判なきものに裏判を加へて還付せしめ、切印金百年賦、支払延期等の新令は一切取消し、鰥寡孤独、多子にして生活困難なる者、疾病災害に苦む者等を救助すべく、七十九村に對して米二千五十九俵を施与し、九十歳以上の者に物を与ふ。斯の如く仁政を施して民心を懷柔せしかは、一時反抗せし農民も忽ち信服して領内全く静謐に歸せり。

既にして暴動関係者の検挙行はる。藩は特典を用ひて多数の被疑者を釈放し、主魁者たる川口村の森宗左衛門、八対野村の多氣藤七郎、谷杣村の町井友之丞の三名のみを拘因し

て之を審理す。此の三人は共に其の邑里に於ける由緒ある門閥家なり。就中町井友之丞の祖先は治部少輔源定勝と称し、伊賀の望族なりしといふ。此の三人固より親善なりしが、茨木郡奉行の新法が農村の經濟を破壊し、民心を攪乱するを憂ひ、相謀りて新法撤廢の請願書を起草し、之を津城下に落文とし、以て当路の反省を促さんとせしに、其の書藩庁の手に歸して、在江戸の藩主に送達せられたりとの情報を得たりしに、俟つこと之に久しけれども効果を現ぜず。此に於て彼等は到底非常手段を以てするの外なきを曉り、一身を犠

牲として其の志を貫徹せんことを誓盟し、遂に四方に馳檄して一揆を嘯集するに至れり。

されど本来決して暴力を用ふるの意図なかりしかば、一揆の群が人家を破却し物品を略奪するを抑止すべく努力し、其の岩田橋を越えて城下に闖入せんとせし時の如きも、友之丞は挺身して之を扼止し、民衆は決して城下を犯すべからずと大呼して之を制止せしも、勢の激する所終に之を奈何ともすへからざるに至りしなりと云ふ。寛政十年十二月審理収結し、塔世川原に於て刑せられ、三個相並んで三本松に梟首せらる。其の顔色一は憂ひ、一

は怒り、一は笑ひて瞑せるものゝ如くなりし
と伝ふ。榊原村善福寺の僧は友之丞と善し、
友之丞刑に就くの前、特に請ひて死後の供養
を寺僧に托するを許され、辞世の詞を送りし
もの同寺に存せしが、今は所在を失せりとい
ふ。其の詞に云ふ。

ありかたき君の恵の一太刀に

罪咎消えて弥陀とあらはる

おそろしき屠所の陸路のけわしきも

船にまかせる身こそやすけれ

重君重国訴民嘆 陰計事違商鞅篇 今

識東周臣子戒 始聞西竺世尊憐 六塵

漸尽観金樹 一念定時開白蓮 身是囚

中多罪漢 幸逢弘誓得歸□

不明

他の二人の辞世として伝ふる所次の如し。

多氣藤七郎

筑波山葉山茂山ちりはてゝ

いろなきもとの山となり行く

森 宗右衛門

罪障も功德とかはる御仏の

おしへうれしき法の旅立

友之丞刑せらるゝ時、尚三十歳に満たず。其

の身は死罪、家族は追放、家財は欠所の極刑

を予期し、
(ママ) 慨然として奮起せし一種の義

烈は、死後世直し明神として三十八ヶ村民に
崇敬せられ、谷杣海泉寺の墳墓に香煙を絶た
す、藩も亦敢て之を禁せさりき。大正初年附
近農村民相謀りて記念碑を同寺に樹て、不朽
に伝ふと云ふ。後の学者等往々彼等を罵り姦
黠にして民衆を煽動せる暴徒とせるも、彼等
は決して姦悪の人にはあらさりしこと明なり。

均田は要するに思想上の蜚氣楼に過ぎざり
き。重謙等の為す所は考慮精熟を欠きて功を
収むるに急に、其の施設尽く民情に逆らひ、
本来利害相反せる無産有産兩階級をして翻然
として一致して反抗を敢てするに至らしめた

り。されど当時の民政吏は皆材幹の士にして、赤誠憂国、一意民瘼を済はんとするの外、一点の私心なかりき。高嶷能く之を知り、文化三年再び景淵を起して用人とし、後ち進めて加判加老に至らしめたり。重謙は姪百々直順に寄食蟄居すること数年、享和二年陳情書一篇を遺し、潜に去りて漂泊の人となり、其の間他に仕進を勤むる人ありしも、故主を慕うて肯んぜず、高嶷卒するに際して遺言して之を赦せしかは、次代高兌文化九年に重謙を召還して其の原采を復せり。

7、一揆関係古文書

一 「きゅうろう」と読む。昨年の十二月。

一、岡本景淵勤書

百姓共強訴之節馬先取計一件

一
旧臘廿七日曉小倭郷中の村庄屋川口村年寄
罷越南山中の内百姓共何歟願筋有之趣二而
夜中故耽とは人数等わかり難きも人声にて
察するに凡千人余も佐田村辺に寄集篝火を
焼き追々人数相増す様子にて頓て津表へ罷
越可申旨相聞え候段尚又右会合之儀初申出
候村方は何方ともわからず唯何となく一体
に人氣騒立候之由尤一兩日已前に何方の者
ともわからず大村辺へ夜中申来るは願筋に

て津表へ参り候間いづれも罷出候様申捨置
通り候者も有之候処又昨廿六日朝も大村佐
田村辺へ右之通申捨通り候者も有之余り不
思議ニ存じ村方与頭隣村佐田村へ尋ねに遣
し候処一向歸り不申暮に及び最早大勢詰め
よせ所々ス、キ藁等に火をつけ且又右百姓
共ハ蓑笠を着し松明を持ち夫々手配いたし
外村々へ立越いづれも同意いたし罷出候之
様若出でざる者は家倉等焼払歟或は打潰可
申旨口々申之近辺ニ有之候ス、キ藁或は薪
柴等に火をつけ候ニ付何れも家に火をつけ
られ候事と存じ別て夜中の事故驚き騒き且

人声喧しきに付恐懼致し無是非外村々の者も次第に罷出依之人数追々相重り候由尚大村迄参り候百姓共八大村にて留置候へとも右の外所々手分いたし罷越候由二相聞へ候段申出候二付郡奉行郷目付右村役人召し申出候二付幸其節八大庄屋共いづれも津詰致候事故早速呼寄せ小倭口へ八田喜三太庄屋召し榑原口へ箕浦友右エ門大庄屋召し尚雲出辺よりも参り候様子二相聞へ候二付井野清左エ門大庄屋召し右筋へ指遣し候処無程郡奉行より申来候八人声次第に近寄相聞へ候二付兩人共其筋へ罷越候段案内申来る尤

も南河路へ茨木理兵衛神戸村へ神田又三郎
罷越候由昼前又三郎より申越候ハ大庄屋召
し神戸村ニて百姓共取鎮候ニ付一統相鎮り
百姓共申候ニハ仰之趣畏り候併し跡より参
り候者共一所に寄集候上願書等可差出旨申
之候ニ付先づ暫く其辺に相扣罷在候段尚右
の有様ニ候へハ早速相鎮り可申旨申来り候
処追付又々申越候ハ先刻一旦は相鎮り候様
子ニ候処又々半田村へ百姓共押移り騒動致
候ニ付神戸村に鎮り罷在候百姓共も一所に
なり人数次第に増し最早一向手に不及候追
駆番にても差向候様仕度旨申出追々仰山ニ

相成候二付尚又半田村へ志水左右衛門差遣
取鎮させ候処中々不聞入最早人数差向られ
すしては相鎮り申間敷旨左右衛門罷歸り申
出候二付早速兩人共仁右衛門殿へ罷越右今
朝よりの様子申述追々御城下近く押移候様
子故此上ハ郭内へ入込候ては不怪義二付手
宛等御座候様仕度旨申述候処夫々御家中の
面々へ御達有之尚半田口へ最早追々詰掛候
由二付仁右衛門殿御差図を以五郎左エ門儀
右筋へ出馬いたし候処途中にて又々半田口
へ向参候者共ハ岩田の方へ押移り候由組の
者申出候二付夫より岩田橋へ向ひ罷越候処

大勢橋詰迄罷越居候二付段々取鎮候処目近
者は納得致候へ共大勢の事故不残は行届難
く夫より再三乗り廻し願之趣可承候間阿弥
陀寺へ来り候様申聞置夫より罷越居候処神
田又三郎八田喜三太志水左衛門にも来り
右百姓共支度いたしたき旨申出候二付承届
支度用意の儀申付候て阿弥陀寺に相待居候
処百姓共一向不来其上伊予町綿屋平左衛門
店にて致口論甚乱妨の様子相聞候付早々駆
付取鎮候処へ野田治部助国目附寺田惣太夫
参り候二付いづれも阿弥陀寺へ罷越岩田辺
に罷在候百姓共呼集代官共才判いたし一切

／＼に呼出し申達色々致教諭候依之夕方に
承服致し次第に致歸村候者も有之空腹の者
は支度等も神妙にいたし岩田辺穩に相成候
二付又三郎申候二八八町の方へ追々詰寄候
由二候間八町へ罷越候も可然哉の旨申候二
付夫より八町へ罷越候処入口にて三郎兵衛
佐左衛門百姓共へ説諭いたし罷在候付則三
郎兵衛へ申談し正覺寺へ兩人共参り候処百
姓共にも追々参り候付教諭いたし罷在候内
に理兵衛八町松原より出候処百姓共氣立甚
危き由申来候付早速右場所へ参着候之処理
兵衛御門内へ引取候後にて大勢の内より三

四十人計先へ進み八町口御門内へ石瓦等投
込甚乱暴に及ふへき様子に付左仲組の者召
し罷出棒にて為防候故右三四十人の後より
大群にて詰掛候間へ乗込三郎兵衛治部助佐
左衛門一所に相成段々取鎮教諭いたし候処
少々相鎮り候付右百姓共の内半分ハ五郎左
衛門正覺寺へ召し半分は三郎兵衛光沢寺へ
召し段々教諭いたし候処通服いたし引取候
様可致段申出候付五郎左エ門仁右衛門殿へ
罷越右阿弥陀寺正覺寺等の様子申述罷在候
処夜に入り北筋より大勢来り大部田迄家々
打毀候段申出候二付五郎左衛門治部助郷左

工門郷代官志水左右衛門川西作兵衛国目附
加役松尾勝右衛門何れも部田筋へ立越茶屋
町二て三郎兵衛に出会候処追付八町辺又々
騒動いたし候由申出候二付三郎兵衛儀ハ其
筋へ立越五郎左衛門は其辺に寄集候百姓共
呼寄令教諭尚追々北筋より押移候様子に相
聞候得共未来二付先茶屋町に下宿を取り扣
居候処無程申出候ハ只今大勢来り大部田村
大庄屋伊藤彦左衛門宅を毀ち候段申出候付
早速其筋へ駆着制し取鎮候処是又目通の者
共ハ鎮り候へ共大勢の儀別て暗夜の事故■
皆々へハ一向難行届後には提灯の紋を理兵

(一)

衛の紋と心得打破或は打毀候材木等を投打
尚又石瓦等を夥しく礫に打ち中々一通にて
は難相鎮様子にて尚組之者も其節ハ御門ノ
ゝに相堅め罷在漸兩人ならでは不召連依之
一向手に及はさるニ付先づ裏道より引取塔
世橋南に相詰居候処此手の義いつれ一通に
てハ難相鎮様子ニ付いつれも申談じ此上ハ
仁右衛門殿出馬にても有之候ハ、又相鎮候
事も可有之哉之段仁右衛門殿へ申遣候尚其
後も■(ム)弥乱妨いたし右之節は夜中之義百姓
のみに無之盜賊雲助等の類も入込候由にて
中々教諭等行届不申且いつれも無人数用具

無之候て手に余り候故内町へ入込候てハ如
何と存じ治部助郷左エ門申談先一同引取手
当可致申談候夫迄ニ右手荒の様子国目附を
以て仁右衛門殿へ申入候処仁右衛門殿より
申来候は内匠数馬へ申達被差向候間五郎左
衛門申談し取計候様申来有之候ニ付右両士
未た参られさる内に百姓共押来り候は、塔
世町木戸を締め町人共呼出し相堅メ可申存
し五郎左エ門儀は万町に相叩罷在候処内匠
組付直野周郎長井喜太夫を以て出馬の様子
申来候ニ付則両士へ申遣候ハ何卒穩ニ取鎮
候様可致間先塔世町に被相扣候様いたし度

候今一忖取鎮候て弥不相鎮候ハ、早速に申
遣候間其節人数可被差向候先夫迄ハ是非共
被相扣候様申遣置候夫より引返し塔世橋へ
参り候処先刻進來候百姓共善左衛門橋詰に
て為相防候処先へ進み候者大に恐れいつれ
も逃去候由其後は不再來候二付橋詰二堅め
罷在候処左仲も人数召し罷越し橋詰にて堅
め罷在候尚右之趣内匠数馬へも申述両士に
も塔世町茶屋町二被相堅候尚左の書付相渡
し候は、納得いたし候事も可有之やの段申
出候者も有之且於八町三郎兵衛にも右書付
相渡候由二付則下宿にて相認めさせ翌朝よ

り相渡

願之趣聞届諸事は迄の通可申付也

辰十二月

岡本五郎左衛門

長田 三郎兵衛

右騒動の節橋上より落る者有之二付引揚承
糺候処田端村理助と申者の由二付早速医師
をかけ為致療養候処翌日追々快二付帰村之
義申出承届

翌廿八日曉に至り所々の放火も次第に消失
人氣も共に相鎮り候付猶其近辺に居る百姓
共へ支度の儀茶屋町へ申付右支度用申付候
段組の者を以て百姓共へ夫々為相知呼集候

処追々来り候付又五郎左エ門罷出再三令教
諭右下宿にて相認候書付等相渡候付一統納
得いたし候へ共元来半田山へ一統揃候相規
故半田山へ塔世橋を越参りたき旨申出候へ
とも其儀は差留切通しより八町へ罷越候様
申付則切通しより罷越候者は五郎左衛門召
し八町へ罷越三郎兵衛宿にて一所に相成与
得申談罷在候処百姓共兎角半田山へ参りた
き旨尚半田山にて申渡し呉候やう申候へ共
不承届阿弥陀寺にて可申渡間参候様申聞之
処一同承知候二付新堤通罷越候やう申付両
人共八町口より岩田橋へ向罷越候処大勢橋

上にて行会候ニ付馬上にて差留罷在候処神
田又三郎にも来り申聞候ハ何れ差留置候て
ハ弥乱妨可致ニ付森川儀右衛門宅潰度旨申
候故先刻其段仁右衛門殿へ相伺最早人数少
々通し候付只今潰し居候由申出候付極楽町
を見やり候処最早潰居候付右橋詰迄追々詰
掛候百姓共へ申聞候ハ只今儀右衛門宅を潰
し罷在候大勢御城下へ入込騒候段言語道断
不届の至ニ候此上一人も罷越候儀不相成候
間早々引退候様申聞追及し候尚阿弥陀寺に
て可申達候間いづれも来候やう申聞阿弥陀
寺へ参り三郎兵衛も無程参り兩人一所に色

々申諭候内に京口辺にて乱妨いたし候由相
聞候付両人の内右場所へ立越取鎮候様仁右
衛門殿御差図二付三郎兵衛早速罷越五郎左
衛門には阿弥陀寺に残り門内にて一群／＼
呼出し令教諭候扱又極楽町へ入込候百姓共
ハ常廻目附森川儀右エ門宅郡奉行手代岡山
嘉平治宅を打潰し／＼それより内町にて山
之瀬古名主彦左エ門宅を打潰し候由又外に
も可打潰風聞も有之候へ共夫々堅め有之候
二付引返し不殘阿弥陀寺へ来り候付追々令
教諭候処一統通服いたし次第に引退廿九日
朝迄に引払候付夫より五郎左衛門儀八町に

罷越三郎兵衛へ申談し質物等の義二付彼是
如何の風説も有之二付下方へ申達書付其外
申付共為相認候二付五郎左工門帰宅三郎兵
衛ハ其俣八町二罷在

〔質物之儀二付申達書付外達書四通前頁掲
記の如き二付略す〕

五郎左工門帰宅右書付共為相認居候処追付
南辺より藤枝へ向大勢罷越候由相聞候付早
速阿弥陀寺へ出馬いたし暫見合罷在候処虚
説二付引取直二仁右衛門殿へ罷越相詰居候
処三郎兵衛罷歸只今観音寺村納所村へ大勢
来り家々打潰候段相聞候付佐左工門友右衛

門残し置罷歸候由ニ付いづれも申談し是迄
段々令用捨候へとも今以不相鎮狼藉いたし
候段不恐上致方重々不届之至ニ付右筋へ立
越今一応令教諭候之上弥不相用致騒動候は
ゝ武威を以て取鎮候様可仕旨仁右エ門殿へ
申述候処則仁右衛門殿御差込にて五郎左エ
門儀早速八町頭へ駆着候処全く虚説ニ付八
町役人納所村役人呼出し已後虚説を申来候
者有之候ハ、捕置可申出旨尚又強卒之者来
候ハ、一統申合せ召捕可申手に余り候はゝ
打殺候ても不苦段申達尚右之趣近鄉村々へ
も村送にて申通し手配いたし置候様与得申

付引返し直に仁右衛門殿へ罷越右之趣申述
廿九日粟加村荒木村にて乱妨いたし候由注
進いたし候二付村々取堅めの義夫々申付且
右虚実与得見込候上尚又注進いたし候様申
付置五郎左エ門出馬の用意罷在候処今一応
左右有之候上出馬いたし候様仁右衛門殿被
仰聞候二付相見合罷在候処翌晦日朝右強卒
之者共は何方へ参候哉一向行衛不相知旨且
兼て申付置候通村々申合尚又中村筋は一同
申合出張いたし罷在候由申出候二付最早右
之通次第二相鎮り候事故出馬にも不及右出
張等之儀も相止候様申付遣

廿八日朝阿弥陀寺門内へ一群つゝ呼出し申
達候趣意

一此度一統願出候儀ハ定めて無扨難渋の筋
二て願出候儀ニ可有之候右ハ無扨筋ニ候
はゝ随分承届可遣候間何れも村役人を以
て願意之趣可申出候若村役人共取次■不
致候ハ、今度之儀ハ郷代官へ向可願出候
併縦令願出候共御国法ニ相障候義ニ候ハ
ゝ難聞届候勿論困窮を申立候共農業不相
勤猥ニ難渋を申立候者へハ不承届候併夫
迎も病人或ハ鰥寡孤独等之難渋者へハ其
筋々よりは迄も御救被下候儀ハ面々承知

の事に候

一杉立治平茨木理兵衛取立候筋二付難渋仕
候間右両人を被下置候様申候儀ハ不恐御
上申分言語道断沙汰の限二候併郷方取上
ケ筋差支之義も有之候ハ、具に可申出候
尤理兵衛儀ハ郷方役故縦令百姓共心得違
等之儀にても申立筋も可有之候得共治平
義ハ郷方の儀ハ少しも不取扱候ニ如何の
筋合ニて申立候義哉心得違之段申聞候処
治平儀ハ御儉約惣司之儀と申又ハ御借金
御差略にて金主共致難渋候故金子貸呉不
申依之一統難渋之由申候者も有之候

一此度強訴之一件奉対御上候ても御怨可申
上存念二有之候哉と相尋候之处御上へ御
怨申上候義には毛頭無之全く下方難洩之
様子尚取扱筋差支共申上度願出候由申候
二付其節申聞候は愚昧の者共何の弁へも
無之取扱之意味合深く不致思慮猥二人家
を打破り乱妨いたし私の違恨を晴らし候
儀二ハ可有之候得共御城下へ押入乱妨致
候段奉対御上候て御敵対仕候同前二相当
り言語道断不屈之至大罪の者共二候間此
処思慮いたし深く可恐入事二候猶又若御
城下へ他領者入込候て様々乱妨致候ハ、

一統百姓共其節ハ如何いたし候哉と相尋
候処八九分の百姓共ハ夫は何れて罷出候[?]
て相防打潰可申与申其様子骨髓より申候
体ニ相見へ候者多く有之候中一人五十斗
の者余程大酔の様子にも相見へ私は構不
申と申候ニ付一統大に呵り首を下けさせ
候所相誤り候様子に相見へ申候此度の儀
ハ右申候通何れも甚心得違之至大罪之者
ニ候得共心得違之罪は兩人引受幾重にも
御断可申上候併此後ケ様の振舞有之候て
ハ全く自己の違恨有之者へいたし候儀ニ
ても奉対御上大罪の者共故其罪難差免候

依之右之通申達候後心得違いたし及強訴
候は、不得已以武威取鎮石火矢大筒等に
て一々打潰可申段申達候処百姓共大勢の
内より一人申候は左様に百姓を被成候て
後はどうも相成申間敷と申候二付尚又申
聞候ハ兼て従公儀被仰出も有之且下とし
て上を制し候之様に相成右之風俗他方へ
相移候ては日本国中の騒動ニ相成候事も
難計依之被対天子様將軍様候て被仰上分
も無之故乍不便以武威一時に不打潰候て
ハ不相済候段与得申聞候処いづれも通服
いたし引取候事

己正月

岡本五郎左衛門

二、多羅尾光寛日記

寛政八年十二月廿七日朝辰刻過半田村出入
の者為知越候ハ御領下南方百姓騒動いたし
昨夜より半田村へ集り候段申越依之内々出
馬の用意いたし白塚村納所村知行所へ郷夫
の義申遣す

一九ツ時頃仁右衛門より馬廻り使者を以御
領下百姓集訴之趣ニて御郭内近所迄罷越致
騒動候間用意次第岩田口へ罷越相堅候様申
来即刻右場所に罷越

供廻り中小姓六人歩行兩人馬廻り兩人纏

鎗挟箱草履取^{床凡持之}口付合羽籠手明等中小姓

歩行（小鳶口）何も火事装束尤只之丞召連

候事馬廻槍為持候事

夜二入

高挑灯二張手摺二張中小姓各弓張持之

稻葉伝兵衛一所に岩田口番所に相堅罷在候

内伊予町騒敷様子二相聞五郎左衛門仏眼寺

前に罷在候様子に付家来共を以て尋遣候処

粗静り候旨申来追付仁右衛門家来罷越自分

儀中島御門の内相堅候様にとの義故右御門

の内へ罷越内匠一所二相詰

同夜頃岩田^(ママ)■辺静二相成候付内匠申合此所

ハ引払烈しき場所へ相向ひ申度旨馬廻り使者を以仁右衛門方へ申入候処無程仁右衛門より早使を以塔世辺百姓大勢押寄甚騒敷万町へ入込候様子二付彼方へ罷越候様尤通り懸り仁右衛門宅へ立寄候様申来内匠一所に中島口引払仁右衛門宅へ立寄候様申来内匠一所二中島口引払仁右衛門宅へ罷越候処塔世橋へ大勢押寄殊の外烈しく岡本五郎左衛門西川善左衛門防止候へ共手に余り候様子二付早速右場所へ罷越し様子次第鉄砲を用ひ取静可申旨猶自分儀八国付侍中預り可致差図旨達有之直に内匠一所に塔世町迄罷越

岡本五郎左衛門塔世橋二罷在候様子二付内
匠より組侍中の内一人遣様子相尋右欠引等
有之候処普請奉行野田治部助罷越釜屋町切
通の方百姓夥敷相集候間右の口相堅可然旨
申来自分儀は先塔世橋詰へ罷越橋向の様子
及見分候処橋より西手愛宕下へ向数ヶ所積
藁焼立少々宛人数相見候得共橋近辺へ向ひ
候者不相見候付夫より直二西裏通釜屋町切
通の方へ罷越候所百姓数十人馳走釜屋町へ
向押通候付家来共を以取留させ段々申宥追
返し候然処又塔世橋の方人声騒敷相聞候付
又々塔世橋へ罷越候右之節内匠義塔世町二

罷在候付自分儀塔世橋へ罷越候間釜屋町出
屋敷辺打廻り可然旨為知置内匠早速右の場
所へ罷越釜屋町切通相堅自分儀は塔世橋爪
に人数を立て西川善左衛門一所に相堅罷在
候尤鉄砲役六人の内兩人自分堅の場所へ残
候事

一同廿八日朝国附中追々に被参候付夫々及
差図

一同日朝同所に相堅罷在候内集訴の者共二
百三百程つゝ相集り妄二橋を越可申義度々
有之二付家来共一兩人遣し一人も通し候事
不相成押而通候はゝ心外手をおろし候旨申

聞為退申候右之内旅人へ理不尽の義致候も
有之嚴敷差止追払申候故其後ハ旅人に構ひ
不申候但百姓の内旅人に紛れ押通候分ハ西
川善左エ門組の者を以夫々相改追返し候且
又橋の東川中より越來らんと致候も有之是
亦家来遣し追返し申候右之通此口へ押寄候
百姓夥しく大部田よりも罷越愛宕下の方よ
りも相集り候事度々に及候故弥嚴重に相堅
め一人も為入込不申候所午刻過より内町の
方より百姓夥敷出来候付此所如何程嚴重に
堅め候而も外口より洩来候ては其詮無之候
故仁右衛門へ馬廻使者を以て其段申入猶又

差図相待候処古川口へ大勢押寄杉立治平屋敷を目がけ来候処堅め手薄甚危候間自分并善左エ門も塔世橋引払早々右場所へ罷越候様にと差図二付直二釜屋町口より彼場所へ馳付候処古川口には井上重右衛門相詰御門外二八蔵人代番正親組侍中引連相堅め并寄合中兩人部屋住侍中三十余人相詰候故申談正親義八南口へ組中一所二相堅め自分義八北口往来の方へ罷越相詰罷在候へ共此処穩二有之場所柄不相応に人数也多候故烈しき場所へ相向ひ可申哉の儀仁右衛門方へ使者を以申入候所追付彼方より使者を以て内町

へ百姓共夥しく入込殊外及騒動候間早々塔
世橋へ立戻候様差図申来右に付部屋住侍中
廿三人相加り善左衛門一所二藪際通塔世橋
へ罷越候此時塔世橋の堅め引候跡へ部田筋
其外近辺に隠れ居候百姓共一度に数百人入
込候処部屋侍中先に立罷越一まくり橋よ
り外へ追出候善左門二八万町南方より乗
廻し追出し申候下地橋向にも百姓とも余程
扣居南方打混し夥しく相集り動き不申候付
家来共差遣為退申候其後も橋向へ三十五
宛参候故申なため為退申候同夕百姓共大勢
橋を越候付吟味致候処乙部中川原の百姓共

にて願筋聞届相済何れも引取候趣申聞猶致
吟味候所無相違趣ニ付通し遣し候

一同夕方雪降橋向へ参り候百姓共追々薄ら
き候付鉄砲役国付并部屋住共半分つゝ代り
／＼万町町家ニ休息為致候

一同夜中静ニ有之候付万町下宿ニ引取休息
致し候今晚着当場所更代の儀にも候ハ、彼
是混雜可致候間其忒罷在可申旨仁右衛門宅
へ相届夜中善左衛門組之者絶えず打廻り此
方家来共代ル／＼橋辺打廻候之处一兩人或
四五人ツゝ内町へ通し候様根強申来夫々申
なため追返し申候其外万町茶屋へねたりか

ましき儀申候者有之様子家来共聞付候故嚴
敷吟味の上追出し申候

一同廿九日曉町屋五ヶ村の役人共阿弥陀寺
へ参り候様被仰下候付参候由申来候付其段
奉行所へ相尋人数を減じ通し遣し候

一同朝弥静謐二相成候付人数引取可申哉の
旨仁右衛門へ以使者申入候所追而差図可致
候間先相詰候様申来其後棕本、久保田辺よ
り度々注進の者来相尋候処加太辺より出掛
候百姓夥敷段々道々在家こぼち凡人数八百
人程も相見申候追付此所へ参候由伊賀大和
よりも段々出懸候様子の由追々注進有之■

(ママ)

(マ)

■何れも故□ニ存候付一々差留致吟味候所

無相違趣申候付全く虚説とは相見へ候へ共
今朝より虚説多候付橋近辺へ家来附置候迄
にて人数は一度も立不申下宿ニ罷在候事

一同日午刻過中郡筋騒動の段注進有之候付
善左エ門は彼方へ向ひ候様自分義ハ此所ニ
罷在以後狼藉有之候ハ、勝手次第討取候様
申来其覚悟ニ罷在候所其後ハ何の故障も無
之候

一申刻過中村建太夫自分下宿へ罷越諸方弥
静謐ニ相成候間先引取致休息明朝岩田口へ
今日の俵いづれも召連罷出候様にと通達有

之候同刻万町引払何れも引取候

一廿九日夜仁右衛門宅へ罷越評義の上自分
義八丁口の堅め差図有之八丁辺騒敷候は、
早速罷越候様物頭にてハ善左衛門左仲兩人
相加り右兩人ハ評定所を下宿として罷在同
夜浮組侍中不残預り部屋住侍中廿三人浮組
不残并鉄砲組兩人右の面々自分屋敷二相詰
尚又八丁口の様子次第出雲組士中柳田猪之
助宅に集り居候間右も申遣し差図いたし候
様にと通達有之

一同晦日片田辺へ押来候人数追々離散二付
今朝より自分義ハ八丁口持に不及以後ハ浮

組并部屋住侍中其外鉄砲役共其俣居宅に揃
置いつ方によらず騒動の方へ早速罷越候様
にと建太夫を以通達召之因茲右侍中不残同
夜中迄相詰候事

一同夜四時過仁右衛門より家来差出候様申
来則差出候処一統静謐に付番頭高知堅めの
義今晚限にて引払筈に候間侍中為引取候様
差図二付夫々申達子刻頃各引取候事

寛政九年正月三日

仁右衛門より歩行使二而役人共の内一人罷
越候様申来即ち次郎兵衛遣し候処御門堅め
一統不残引払候付伊賀口御門堅め居持いた

し候様尤非常之義有之候ハ、於下馬螺の相
図有之筈二候間早速請取場所へ相詰候様可
致旨達方有之右承知の旨以使者申入候事
一同十四日 柚原半左エ門今度の変事二付
昨日罷登候付今朝拙宅へ罷越此度の変事二
付殿様より南陽軒へ御意有之数馬対面御意
の趣承之右御意の趣ハ

今度の変事嘸々心労可被思召候非常の義
二候へハ別而仁右衛門へ万事心を添存念
の趣申談候様被成度思召候由

段々御懇之御意有之因茲夕飯後自分義仁右
衛門宅へ罷越面謁右御意の趣申述置候事

同二十日 今晚節分豆はやし致候様先達触
有之規式相調飾等もいたし候事

同廿一日 年始御祝詞罷出候筈の処自分義
不快ニ付仁右衛門へ使者を以申遣

二月十二日 柚原半左エ門罷下候付南陽軒
より窺御機嫌の儀使者を以頼遣

六月朔日 沢田平太夫下城より入来役人共
罷出候処今日於御城旧冬百姓共集訴之節差
図の場所へ罷出骨折候段達御聞御満足思召
候此段一統へ申聞候様にと御意の趣通達有
之候由申置□

且又右騒動の節塔世橋へ相詰候物頭にて西

川善左工門鉄砲役二而小森善左衛門堤友右
工門其外部屋住侍中廿三人へは場所柄格別
二骨折候旨御意有之候事御書付之写夫々書
留有之此所二略

七月廿三日 六半登城於大書院老中列座奉
行御用人侍座御書付之趣御右筆与頭読渡之
藤堂数馬旧臘百姓出訴之節相堅候場所の
内塔世橋外二而手荒二有之候処格別出精
骨折候段達御聞尚更大儀二思召候右之趣
申談申聞候様御意被仰出候

三、 大宝院日記

寛政八年十二月廿七日

九時岩田橋へ郷中より百姓一揆蓑笠にて数
百人詰掛候尤伊予町綿屋平左エ門方毀ち候
由又前田屋も同断の由岡本五郎左衛門殿右
二付阿弥陀寺へ出張右何等の由二候哉聞届
可遣と御申御掛引有之候由又八町口二数百
人詰寄候右は長田三郎兵衛殿掛引右両口御
聞届之处茨木理兵衛杉立治兵衛今一人郡奉
行右三人貰度由百姓申上る先御聞届と云事
故半田山へ夕方引取候由然る処暮過北郷中
西郷中百姓数百人部田へ向詰寄候右八岡本
五郎左エ門殿藤堂隼人殿其外御役人二三人
御引請の由尤京口御門には監物殿内海左門

殿御兩人御固め中島御門には隼人殿山中兵
助殿御固め其外伊賀口門中川藏人殿御固の
由夜分堀側中高挑灯相立候由前代未聞の事
共也尤部田にても家一軒毀候由凡三十八ヶ
村程の出合と噂也

七ツ過六大院百姓共二人来り段々上郷より
今日の徒党二可罷出由再三申来事故六大院
百姓共可罷出哉の義二付三九郎へ尋に参る
然処領分違の事故堅不可出様申付遺ス事
夜五ツ前より余り狼籍の至二候間寺内相談
の上於観音宝前仁王経読誦不動護摩修行仕
る尤此度の一揆鎮り双方無難の爲め也但し

今晚二座相勤明朝一座相勤候積り也惣中出
勤助呪二王経読誦檀不動護摩尤当院内仏二
有之候

夜九時分半左エ門右一揆に付御見廻旁入来
廿八日 三九郎久保田へ見廻旁参る七ツ過
歸寺当院百姓共無別条由尤惣兵衛方へハ棕
本の者十人計参り追付百姓参り候故用意被
成候様申二付酒用意致し吞ませ遺し候事伝
聞候也

一揆今日も又桑名在百姓船にて参り候由右
二付寒松院固め役人参り候且今日も山の世
古会場彦左エ門方を毀ち宮の前にて二三軒

毀候夜前八丁にて十五軒毀候由部田大庄屋
与左工門も毀候由今日は大門筋余程参り田
端屋中条久保田屋倉田屋へ入込飯酒草鞋紙
足袋等取逃致候事又乙部庄屋も毀候其外狼
籍難申尽事二候尤京口固め役人等今晚高挑
灯二而相詰罷在候事

廿九日　八ツ過久保田より使参る右此度大
変二付又候伊刈在郷より八百人程虎屋平右
工門方へ只今参る由注進有之二付右為知可
申と申使走来且又惣兵衛方へも可参由故六
大院領分の内へは御朱印地大宝院領と書付
出候様申遣候事即刻三右衛門三九郎兩人連

れにて久保田へ参る　五ツ過歸寺　右八噂
のみにて未参由也然共久保田村中八百姓参
候ハ、手込にいたし可申と言付有之二付若
者皆村の端へ出待受有之由且村中は上下等
騒々敷候事

夜五ツ前岩田辺にて狼籍者二人召捕候由綿
屋へ為知有之候付当院内大門等打候様又五
郎被申候付門打ち地藏堂二市助附置候事

此度大變二付御屋敷方も未た御門明不申二
付当院外廻りかざ荘りも見合せ不致事又不審成
事共有之候ハ、早速鳴物打候様又五郎被申

候事

同九年正月元日

此度大變故御屋敷未た門松等不出候付寺内

も外廻り莊り不致事尤今日は町方等互二

(マム)

年礼無之又参詣の者も上下着一人も無之候

事

同四日 屋敷町方等へ年礼例年今日相勤候

処此度大變二付延引候事尤御触無之候へ共

銘々遠慮の由故也

同五日 町方へ当廿日大節季二いたし候様

御触来る又々其義も不相定様ニ御触来由噂

ニ承候事

同六日 暮六ツ過伊藤氏より触 明七日年

越二候処寺社へ参詣候事余り騒々敷候間右
参詣不仕候様町方へ御触候間為心得申遣候
旨也 依而豆打不致

同十五日 伊藤氏より御触来る町郷中諸算
用掛先の義来二十日限二相定今日より勝手
次第取引可致旨御役所より御書付相出候付
相廻し候由也

四、寛政八辰年十二月勢州津堀川町福田氏手

紙写 百家説林
一言所収 一話

此度の義頭はに書記候事憚候故昔咄の様に
なぞらへ実事を記申候御推察御一覽尚又行
灯火にて例の乱筆に認申候故思ひ出る俣書

きのべ候故相わかり難く奉存候御はんじ御
覽可被成候落字援筆杯可有之奉存候

爰に二三ヶ国を領し給ふ御大家の領主あり
近年御領下困窮ニ付支配の役人中様々工夫
をめぐらし御領下陰伐とて田畠へ障り候樹
木神社地など構なく田畑陰ニなり候樹木不
残伐捨古昔より不伐樹木など不構伐捨候故
田方は宜敷相成候地面も出来候也郷中借付
金三步利ニ被仰出中分以上ハ迷惑いたし候
へとも輕き者喜び候故是等にてハ宜納罷在
候然処又々工夫いたし十八万の内にて別而
困窮の在所三十二ヶ村へ地平均申付候まゝ

是ハ其村の総高を御上へ不殘召上げられ百姓貧富を不分甲乙なしに平し田畑割合に作らせらるゝ趣被仰出候処甚以百姓上下共帰服不仕依之大庄屋を以願出と雖も御聞濟なく日を送り候処頃ハ極月廿六日夜南の方七八里山中より出たりと見へて百姓数多蓑笠にて竹槍やうの物を持御城下近き南の山にて篝火を焚き近郷の村々同心し出よゝゝと呼はり廻り若し出ですんば村端より火をつけ焼払はんと罵り歩く故無是非蓑笠着し一統に出来りしかは人数は時の間に雲霞の如く集り翌廿七日未明より時の声を揚げ相図

の貝を吹きしかば西の方高山にて受貝を吹
きかゞり火を揚げ北在も同じ相図をし山の
手在々より残所なく平一面に押来り南の方
は辰の刻の頃城下へ入り来り橋南詰まで懸
け来る裏町辺にて郷中懸り役人居宅相壊ち
家財道具細刻微じんに打破り目も当てられ
さる有様なり依之諸方より追々注進櫛齒を
引く如く御城内御用意ありて御奉行所橋南
へ早馬にて出られ追々御下知有之といへと
も大勢故早速には静らず町屋へ入来食事好
し故酒食出し支度致させ家々にて怖れ其上
代物取候杯不怪事共也然るに今日も夕方に

なりしかば一先山へ引退し也其夜になりし
かは西南北の山々は勿論城下間近く寄来り
八方のスヽキ藁へ火をつけしかは一面に燃
へ上り雲霞の大勢時の声を揚し有様不怪事
也北は土橋の許より川原の上へ一面に火を
つけたる白昼に異ならず御家中には追々防
ぎ役人門々を固め嚴重に備られ大手御門も
閉ぢて物頭衆御堅めありし也同北の入口大
庄や伊藤与左工門赤塚合羽屋平蔵方役人也此三人打
壊し家財雜具蔵々迄一ヶ所も不残打破り衣
類杯寸々に切さき斧まさかりにて柱を打倒
し目も当られぬ有様也夜に入り数万の大勢

潮の如く寄来りしかは両奉行所馳向はれ制
し給ふと雖も中々聞入れず皆々瓦石つぶて
を打付し故引退かる依之城代名代として御
家内の家老騎馬にて馳向へともこは城下な
るぞ方便に乗るなと罵り是にも貪着致さず
瓦石を打かけ高張挑灯先挟箱たゝき倒しう
ばひ取りし気色中々寄付れすされ共御上よ
り御慈悲を以て厚く百姓御いたわりにて少
しも痛められず故勝に乗り傍若無人の振舞
語言に絶し事共也城代を恐れさる故御名代
もぢり／＼橋内へ引退かれしかは弥百姓勝
にのり橋を打越押寄る有様也然処万町口堅

め西川善左エ門殿手勢にて挑灯消しくら闇
に致し橋の三合目へ進み西側へ侍若党二三
十人待ち構させ自身歩立にて真先に進み勝
に乗て寄来る大勢百姓ばら横足をなぐり立
／＼高声に呼はり此処を西川善左エ門堅め
被仰付たり一人にても押来る者あらは目に
物見せんと大音にて言はれしかは此勢に恐
れ前へは行かれす後は数千人大勢押来り百
姓共度を失ひ弥が上に成り引退し故橋より
落し者両三人怪我人出来せり猶更此方より
敵敷備へ玉なしの大筒打しかは此音に仰天
して一人も不残山の麓迄引退く西川働天晴

と評判いたし廿八日には弥騒動いたし町内
へは入申間敷存居候処奉行の下知を不用南
方より乱入致し岩田橋打越極楽町にて郷掛
役人二軒打壊し夫より山の瀬古米市場を打
壊し是ハ奥山彦左エ門此度懸
り役人ニ加りし故也本通りへ出富家へ入

田端
屋也支度致し通り筋商家へ乱入致し足袋手拭
其外諸代物押取に致し不怪狼籍言語に絶し
候其外町年寄目付庄屋町会所杯打壊し候杯
風聞二付何れも諸道具片付老人小供杯他家
へ預け或ハ寺院杯へ預け置今や今やと待居
たりされ共右三軒の外ハ別条なく夕方迄に
又々橋外へ引退きし也町屋の損毛広大なる

事共也尚又八丁口は右等に十倍の騒動寄手
皆々強敵ニて堅めの衆も大身の歴々にて備
へられしと雖も百姓御いたわり故十分に暴
れ八丁商家は勿論医者杯も衣服を貪り取り
らうぜき甚し郡奉行騎馬にて松原二向はれ
しかは目ざす所の敵なるぞ打取れとて大勢
取巻しかは是非なく門内へ引退門を閉せし
に大勢押来り打破らん勢也依て木戸の外へ
槍拔身出し数十本にて防きし故寄手少し疵
を被むる者もあり此処の騒動中々言語に絶
し筆紙に尽しかたき趣也依之廿八日夜御触
出し有之百姓共御いたわりの処余り法外な

る致方二日は御用舎有之候得共最早此上ハ
見のがしならず町方へ乱入致候はゞ手ごめ
に致し若手に余り候はゞ早速役所へ訴出づ
べしとの御触故町中にも力を得安喜いたし
候依之門々出口ノゝの堅め番頭衆歴々何れ
も着ごみ陣装束くさりかたびら拔身の槍弓
鉄砲石火矢にて嚴重に備へられ再び寄来り
候はゞ打取らんとこの御企故此有様聞伝へ百
姓方城下ハ追々引退き夫より郷中役人地平
に加りし者西在中にて十六七家打壊し廿九
日には追々注進有之し也御領内の騒動不怪
事共にて人足町家へ被仰付浜よりも百五十

人参り其外町々より昼夜役がゝり申候され
共当家は御存知の通諸役御免故一向役に出
不申咄のみ承居申候隠居へハ役かゝり手前
方男出し候処一日は兵糧運び一日は槍持出
候事珍事なる事二御座候大晦日には大方相
静り候趣に相聞申候へとも御堅めは引ケ不
申追々御家中入替ノ御務有之候也元日二
日追々静りし故諸役所も引ケ申候扱々前代
未聞不怪事共にて廿七八両日は町方の人々
胆をつぶし如何なる事やと案じ居申候され
共早速事納まり安堵仕候右有増承り合候趣
書記申候委しき事は書紙二不尽此外様々の

事共有之此度一件は噂よりは実事大騒二御座候

堅め衆御名前付見申候へ共隠居二有之候故
今晚間に合不申候是又後便に懸御目可申候

落首

百姓は水も吞まれぬ辰の暮

氷奉行の張りの強さよ

八丁口羅生門にもさも似たり

そりや茨木じや早く手を切れ

それ見たかあまり儉約茄子ゆゑに

思ひもよらぬふじのものいい

身の上と知らで寄りくる蓑かぶり

みのきてかへれしやくは西なり

右の外色々出候へ共得覚不申候おとし咄杯
も追々出申候此節人寄合ふと右の噂のみに
日を立申事二御座候他所よりは追々見舞受
書翰又八人杯参り候事二御座候当八日松阪
より御出被下御咄申上候事

一此度人数凡六万位

藁ばかりも西郷中にて二千余計の物焼捨
候よし

五、阿漕雲雀

寛政九辰年十二月廿七日郷民出訴の変は御
国未曾有の騒動なり御在府御留守年にて其

節御城代は詮量院仁右衛門殿御留守残り老
職は円光院隼人加判内記殿^{横浜氏}在府は佩弦齊
主膳殿一役也加判奉行八岡本五郎左衛門長
田三郎兵衛郡奉行は茨木理兵衛神田又三郎
郷代官は井野清左エ門志水奎右衛門八太喜
三太なと頭立たるものにて殊に喜三太は支
配南山中より蜂起せしに付其の咎重かりし
也抑此主意は次第に郷方衰微戸数口数減す
るにより田畑中地と云ふもの多く其の詰り
御収納に係る且力あるものハ田畑を買取り
或は質抔に取入其中あしきは下料にて弱百
姓に与へ下免にて得多き所ばかり所持する

故に富人の田は毎も宜しく貧者の分は年々
に取劣り自然と行倒れて田地所を捨て奉公
かせぎに出る者多く其の跡遂に絶株となり
口籍減すれとも田地年貢は減しかたく村方
の扼害となるもの年々村々に夥し既に宝暦
年中とは過分の御取劣り戸口共に減する事
尤容易の事ならねば理兵衛厚く工夫して地
平しとやらん委しくは知得もせされとも大
概村百石に作百姓何人ならは貧富押平しに
割り与へて田方の善悪作方の多少とも互角
になる時ハ富者に損あれとも富者丈にて痛
少く貧者は利潤を得て成立時ハ往々御国益

上下永続の良計とて仔細に教諭し納得させ
んと頻りに苦辛の働ありけれども現に富め
る者損失也又貧小の者俄に田畠多く引受る
時は豊作にはよしと雖も凶年打続く時ハ決
して作舞出来難く滅亡のみならず却て田地
流費行くなと様々下方議論やかましく富者
は貧者を惑し貧者多く愚昧にして永益融通
などの考に渡る者なければ共に迷惑して竟
には悪徒のさそひに乘じ理兵衛が非を御城
代に訴んと云趣にて小倭郷廿一ヶ村徒党し
其道の訳知らぬ村々をも脅し同意せねは打
毀すなといひ罵りて迫立／＼所々酒食を縦

にし猶売人の代物道具等を乱妨し南は久居
戸木を越へ半田より岩田へ出で西は河路よ
り八町口へ到る北は部田塔世に押寄せ来る
何れも一樣蓑笠竹杖などにて竹鎧兵具など
には及ばざれ共内々鉄砲の薙包にして半田
山辺まで持出たることありし様に聞ゆ廿七
日未明より追々風聞し役所よりも外七門に
番人を増し警固の差図もありしか昼頃より
は村々引も切らす半田口古川新町口へは百
姓原蟻付して口々茨木を言ひ罵る然れ共岩
田塔世の両橋をは越えて内町へ入る者なし
依之三御門七門を打れ番頭衆高知物頭八更

也独礼以上以下面々得物を以て小口／＼に
可相詰由差図二付御府内の騒動釜の沸るか
如くもて余したる事言語に絶えたり奉行中
郡奉行代官は向々へ分配し大庄屋小庄屋其
外の役人を以てさとし鎮ると雖も曾て可聞
入勢にあらず只理兵衛をのみ云ひのゝしる
因て面諭せんと乞ふに仁右衛門殿堅く制し
留められけれ共余りの事故忘却して八町口
御門を開き松原へ乗出せしに夫と見るより
大勢群りかゝつて馬の尻足など無性に叩き
立ければ馬は驚き立て頻りに刎上し今や理
兵衛叩き落さるゝかと見へしか馬こらえす

一散に御門をさして駆入れバ理兵衛も心
なく馬に引れて逃入りけるを百姓原勝に乗
り時の声を揚て追詰雲霞の如く御門へ込入
んとするに早く扉をしめて堅く守らる物頭
ハ安並左仲なりしが馬の鼻を扉にひしと押
当て槍を握り息を詰めて固めたり其夜ハ新
土手辺村々と群集したる者稻塚を集め一同
に火をさしたれハ寒風烈しく一時数十ヶ所
燃上る火充滿天紅にて胆を消し数万人の喚
き叫ふ声誠に修羅闘争乱軍敗亡のありさま
言語道断あさましかりし事共也依て奉行中
阿弥陀寺にて頭立たる者を呼出し愁訴の意

を糺しゝが惡む所三五人の宅を毀んことを
許され疾に退散すへき旨を領しけるとて岩
田橋を越えて山の世古立会場彦左エ門か宅
極楽町川村嘉平次出口辺蔵封じ某が宅夜三
四軒乱妨の事遂げて離散せり御府内へ入り
しものは高町通り立町より西町へ向け塔世
へ引き行せ京口御門へ組附の士列行して人
別に捕へて汝等以後別心なきや此上にも不
法仕る時は悉く打殺さるへしといふに皆唯
々として難有納得仕るとて通り去れり然し
是等は什の二三にて南北の山に籠りたる残
徒ハ猶幾千を知らず甚不安の趣なりしに其

夕より大雪にて尺余も積りたれば彼徒も流石に堪へかたくより／＼に退散歸郷して掃尽しけるは天幸恐悦の事なりし北筋は例も伊勢路へ立入年越比の悪党ども幸の事として取騒ぎ一旦以の外騒しかりけるが此手は数馬殿高知にて御家中部屋住若手を与として固め居られしか彼等固を破り橋を渡らんと込合ふ処へ大筒二放し斗空丸にて打れけるが是に避易して一度に北へなだれ逃げ或は橋下へ捲り落されしもあり這々敗走して一時に埒明けり其人の逃落ちけるもの山の崩るゝ如くなりしといへり数馬殿取計い図

に叶へりとして御称詞ありし也猶云々の風説
には仁右衛門殿へ直に相願度旨ありて頻に
望み迎も治りかたき由故父子の内出馬せら
るべき用意もありけれ共彼是議論もありし
が高挑灯に御城代と大書して真先に押し立
て先挾箱徒士侍など主人出馬の行粧にて陣
代の心にて家老三塚三郎次郎山県佐吾右衛
門主として出掛けるが案の外頑民群り参り
高挑灯をたゞき消し挾箱を打破り人をも散
々に打立ければ何れも棒の下をくゞり笠を
取られ杯這々逃歸りしは甚案外の為体不外
聞の事なりしとそ是れ彼の百姓ならす他国

の溢れ者先登せし故に御城代も何も差別なく此体に及びし也此時已に北の手破れんとせしに賀門の老将一計を施されて悪徒の胆を取られしにて事一時に平きし誠に機発の業並々の及ふ所ならずと取々に称せし也

以下本文中二抄
録したれは略す

六、岩立茨（省略）

（備考） 此書自序の署名は滅法舎部羅坊とあり後序は葉無之種成と署す。何人の手に成るを知らされとも寛政九年正月頃の作にして、城代以下の黜陟と巨魁の処刑とは後に至りて補足せしが如し。写本と

して稍世に伝ふ。叙述要領を得て行文も亦流暢なり。大体に於て事実を誤らさるものと認めらる。

第八節 卒去

享和三年十一月江戸柳原邸火を失し、堂室

□舎皆燬く^一。越えて三年、文化三年江戸火あ

りて我が上中二邸皆火く。幕府為めに書を下
して災を吊ひ、且東觀の期を緩む。高嶷依り

て六月に至りて將に東行の途に上らんとせし
に、疾俄に起りて瘥えす^二。七月十一日遂に卒

去す。乃ち喪を発せずして幕府に稟し、次子

久居藩主高兌を嗣となし、第五子高邁をして

高兌の後を承けしめんことを請ひて允さる。

之より先き天明七年三月高嶷は庶長子高崧を

立てて世子と為せり。高崧は安永二年十月染

一 「やく」と読む。やきつくす。

二 「瘥える」で「いえる」と読む。病氣が治る。

井邸に生る。生母は祖合氏九重後多代、幼名を五瀬

千世と称し、世子と為るに及んで大学と更名

す。寛政元年始めて將軍家齋に謁見し、次■(マ)

きて従四位下に叙し大学頭と改む。既にして

心疾を得しかば十一年十一月、高嶷幕府に稟

して之を廃し、其の庶子高巽元次郎をして承祖の

嫡嗣たらしむ。高巽の生母は夏箕氏、此年二

月高巽を柳原邸に生めり。然るに文化三年二

月高巽痘に罹り、僅に八歳にして没せしかは、

茲に至りて遂に高兌をして入りて宗統を承け

しめたり。高崧の廃せらるゝや、■(マ)■(マ)通称

を主殿頭と更めて染井別邸に退隠せしが、文

あや。「しそう」と読む。文章の修辭。言葉の

政四年病を国に養ひて津城西第に住み、同十一年十一月五十六歳にして没せり。高崧詞藻^一に富み、最も和歌を善くす。然れども心疾ありしかは遂に廃せられたり。平松正愨が記する所の西涯聞見録に云く、主殿君失徳多く、暴なる振舞ありて、祐信君高嶷之を廃せんとす。平松正明主殿君の徒士頭たり。屢諫止せしも聴かれずして遂に決行せられ、其の主殿君の輿に陪従して、染井別邸に移るや、悲雨蕭々として降り、そゞろに哀れを催して惻然たらさるを得さりき。正明後年高兌君の徳益高く、主殿君の行は益荒みしを見、嘗て祐信

君の己れに聴かざりしを喜び、流石に子を知るの明ある君なりとて、屢之れを称せりと。以て高崧の病状を察すべし。

高崧資質聡敏にして勤めて倦まず、文芸武伎ともに皆其の奥を究め、雅楽、茶、香等の諸技に至るまで亦皆其の師伝を竭くせり。幼時石河定源父子の輔導を受け、十九歳にして久居藩主たるや、佐野富成之れが侍講たり。

高崧日夜精励講学して經史百家の書に通じ、文詩共に之れを善くするに至れり。其の笠置山覽古詩の如きは、津坂孝綽之れを其の著夜航詩話に抄出して、『博学善詩、当時諸侯無

比肩者』と激賞せり。殊に文義に精しく、其の老病大漸の時にも尚危坐して几に倚り、侍臣と字義を研究せりと云ふ。其の者は詩文稿三卷を嘖笑余稿と題し、漫録三卷を文周日涉といふ。高嶷学を好むこと此くの如くなりしかば、常に藩士の勤学を奨励し、教職に命じて毎年一回、子弟の学に勉むる者を撰び、名簿を作りて之を呈せしめ、賞するに物を以てし、一藩向学の風之れより大に起れり。宿儒奥田士亨は天明三年八十一歳にして終りしも、其の孫彭家学を伝へて門戸を張り、長良承芳、安永中儒員に補せられて、俱に古学を宣耀し、

一
才。「ぶんそう」と読む。文章のあや。文

三宅昌綏は家学を承け、津坂孝綽は寛政元年
任ぜられて伊賀に教授たり。斯かりしかは藩
士の文教は頓に鬱興して其の文藻も亦大に進
めり。寛政十二年調馬莊馬場敷陪宴詩集に録する
所に拠るに、分韻賦呈せしもの高芬出雲、高珏内匠、
元礼所左工門、釈円恕願王院家、中村重建建太夫、長田惟彰
三郎兵衛木村伊任長左工門、白井胤玄一郎右工門、中山知能郷左工門、
長良承芳、三宅昌寿修平、奥田澎清十郎、野村世業、
津坂孝綽、菊地之寛養惠、川村成章立朔、高根承幸平、
伊藤元穡等あり。以て当時漢文学の士流に普
及せしことを想察すべし。

高嶷身を修むること端整、威儀殊に儼然た

りしかは下皆畏敬せり。性潔を好み、奢靡を厭ひ、祭祀を慎しみて古礼を正し、上に事ふること恭敬、下を御するは厳なれども而も恩あり。其の政務に付ては巨細となく自ら之を統理し、明察にして吏僚の専私を容さず。天災頻りに至り民力衰弊し、財用匱乏一の時に処して苦心経営する所多し。人を知りて能く任じ、賞罰甚公正なりしかは、下皆畏服して各其の能を尽くせり。

祐信君杉山春睡を小姓頭に任せしも其の人と為りを嫌ひて用向の外は寒暄の挨拶に応対するのみ 斯くては勤まり難しと

て春睡は辞せんと欲しながら三年を経たり
其の間に御加増あり 長良顧斎思召
に叶はさる者に御加恩とは何故に候かと
問ひしに 公答へて乍併彼は勤向はよく
するなれはとの御意なりければ顧斎大に

感せりと云ふ

（西涯聞見録）

其の公正にして愛憎の為に賞罰を誤らさる
こと斯くの如し。嘗て農民暴発の急報江戸邸
に達するや、高嶷憤然として激怒し、形相極
めて凄烈なりしかば、侍臣怖れて接近するこ
と能はさりしに、翌旦進謁して稍其の貌を伺
へば、雲霧一過微痕を止めず、洒然として光

風齋月の明なるか如くなりしかは、侍臣其の
修養の深きに驚き且服せりと云ふ。以て其の
人と為りを想見すべし。

故伊賀侯従四位下行左近衛権少将兼和泉

守藤原朝臣祐信公墓誌銘

公諱高嶷字徳郷姓藤原氏藤堂号鶴汀初名高
敦字義郷幼称初次郎孝讓公諱高朗之庶長子
也延享三年丙寅七月四日定光夫人中村氏生
公於津府謹稽其先之所出出於江州本姓中原
崇峻帝子式部卿中原親王之苗裔愛智大領成
行之冑也堀川帝時成行菅江之七郡居於愛智
郡長野奕葉昌阜至八世孫参河守景盛始氏藤

堂又八世高山公諱高虎有故称今姓藤原我藩
大祖也勇略絶倫寬仁服衆足利氏之季群雄攻
奪之際每戰必偪功卒從神祖立大勲国史之所
詳也初食邑于伊予備中及下總後改定封伊賀
全州及城和勢總四州内若干郡三十二万三千
九百五十石余居於勢州安濃津城奉教世監西
諸侯而殿其朝覲実万世無疆之休也公其九世
也宝曆十二年嗣支封久居叙從五位下任佐渡
守後遷大膳亮孝讓公之告老也到岸公以嫡立
歳余而薨無子公入嗣明和七年閏六月也改和
泉守叙從四位下安永元年任侍從九年助官役
決浚東海道諸川修理堤坊寬政四年進左近衛

權少將十一年復助官役決修勢尾之諸川文化

三年丙寅八月廿六日薨于津府

實七月十一日薨有故緩赴告

享年

六十一諡曰祐信公一品東叡山法王所賜也越

九月十九日葬于城東願王寺先塋之域夫人中

川氏岡侯久貞女也內治雍燕而婢御賦繆木淑

良哉真君子之耦也無子庶氏所生男十二人長

某早逝次高崧為世子有疾不得為嗣次今公也

初嗣支封世子謝疾之日有庶孫可以承祖立為

世孫宗玄君也今春患痘先公而薨是以今公入

而嗣次夭次高邁代今公嗣支封次高允次利德

為足守侯利徵嗣次高慤次高驤次高秋次某某

卒女十五人一適仙光法主真乘一適土佐侯豐

策一適津山侯康又一許嫁高田新法主円祥一
許嫁清水谷少將実揖朝臣一下嫁大夫高茂後
再下嫁大夫高因子高謨而卒一許下嫁宮内長
教夭者五人余未筭公聰明至敏強記而好学不
倦於勤文芸武伎皆究其奧若夫雅樂茶香之娛
亦竭其師伝焉其修身端整喚乎有威儀之則人
望而畏性好潔常戒奢靡豐約称事之宜而慎於
祭祀春秋值給正諸古礼其事上恭敬必以礼為
朝列之羽儀學識少儷于諸侯其御下嚴而有恩
臣民仰戴其聽藩政事無大小無不躬察唯恐治
不公明而有私欺之弊也勤恤鰥孤嘗省私費之
金三千而贍之且備窮民故事每歲貯粟五千苞

公令加五千貯一万其他減租稅賜金貸穀亦皆
布常制之惠也公自幼孜孜讀書經史百家之書
無所不諳洽晚而愈勉矣藻思所擒正律雅古不
肯追時好酷惡杜撰之言凡文義之所扞証不敢
苟隻字有詩文三卷命曰嘖笑余稿漫錄三卷曰
文園日涉公教侍臣常諄々命勤學又使教授選
諸臣之勉勵于學者呈其名歲一賞之其疾大漸
尚侍臣談字義之異同危坐凭几而逝嗚呼公之
德之才高矣美矣非微臣之所能舉也所謹誌纔
十之一已銘曰

明照客光 沢潤蟻穴 吁公之德 既仁且
哲 孝先嗣服 祇辟重民 百姓是則 永

宏茲賁

儒學教授兼侍講臣三宅昌綏謹選

高嶺年譜						
					後 桃 園 天 皇	後 桜 町 天 皇
五	四	三	二	安 永	八	七 明 和
						家 治
六月東觀柳原邸に入る。八月浅草防火使を命ぜらる。	五月西帰	四月東觀染井邸に入る。銀札を発行す。	五月西帰。夏秋間風雨洪水減収凡十三万石。閏三月天皇の痘癒えしを賀し奉る。五月皇妃の痘癒えしを賀し奉る。	二月江戸目黒失火我二邸及久居邸を延焼す。五月東觀染井邸に入る。十二月儀物を進奉して大婚を賀す。	四月儀物を奉して登極を賀す。五月西帰。是歳夏旱秋水損害頗多し減収十八万石	七月久居より入りて宗統を継ぐ

				光格 天皇				
五	四	三	二	天明	九	八	七	六
四月高朗病卒す高嶺西帰の途中に訃報に接し急行して帰城す	六月東観	五月西帰。此年凶作減収八万六千百石	四月東観。夏秋洪水風雨減収十四万五千石	三月儀物を奉して登極を賀す。五月西帰。	正月東海諸川浚渫助工を命ぜらる。四月東観。十二月柳原邸火く。	四月防火使を免せらる。五月西帰。是歳風雨禾を傷ふ。秋収九万五千石を減す。	三月東観。四月東観■ ^(ママ) 防火使を命ぜらる。	六月西帰。九月城和封境を巡視す。

四	三	二	寛政	八	七	六
					家斎	
六月東観。十二月左近衛権少将に遷る。是歳菓木役所を設置す。	禁闕成る藤堂九兵衛を遣して儀物を進献奉賀す。五月西帰。	四月東観。浅草防火使を命ぜらる。	二月世子高崧始めて將軍に謁す。五月西帰。九月幕令に依り預備倉を設く貯穀は采邑一万石に付五十石を以て率とす。十二月高崧従四位下に叙し大学頭と称す。	正月京都失火し禁裡炎上す。堀川邸亦類焼。使を奉し禁闕の罹災を吊す。三月改めて封冊を賜ふ。十月修宮課率金を大阪府庫に輸る。此年不作減収六万四千三百三十石	五月西帰。是歳不作減収七万三千五百石	四月高朗の少祥忌祭に罪囚の刑一等を減す。内帑三千両を出して鰥寡孤独を賑恤す。五月東観。七月雨甚し水大に至る江戸邸内船を用ふ。食乏しく粥を作りて賑す。津領風雨洪水、下総領水災金穀若干を賑す。十二月東叡防火使を命ぜらる。此歳減収二十二万五千六百石に上る。

十二	一一	一〇	九	八	七	六	五
四月東觀。十一月嫡子高崧を廃し庶孫高翼を以て嗣と為す。	東海諸川浚渫助役を命ぜらる 藤堂主膳広通等をして就役せしむ。 五月西帰、十二月浚川工竣り賞を受く	四月東觀	五月西帰一揆蜂起に付善後の措置を執り農民を撫す。	六月東觀。十二月南方山中三十七村の民均田法を喜ばず蜂起して津城に迫る。	五月西帰	三月使を上りて立后を賀し儀物を進献す。病により期を緩くするを請ひ九月に東觀す。東叡防火使を命ぜらる。	三月日光廟に謁す。五月西帰。

三	二	文化	三	二	享和
二月高巽痘を病んで没す。三月江戸大火上中二邸焼失す。幕府書を下して災を吊し観期を緩む。六月高嶺疾に罹り七月十一日津城に卒去す。	五月西帰	五月東観。七月幕府又発令して采石万石毎に米千俵を蓄積せしむ。明年更に千俵を加ふ	五月西帰。十一月柳原邸失火全焼す。	三月東観	四月西帰